工期の基準の手引き

2021年5月

一般社団法人 日本電設工業協会

目 次

1.	巻頭言	
	「適正な工期の基準」への期待	
	一般社団法人日本電設工業協会 会長 後藤 清	··· 2
2.	「工期の基準」の解説	4
3.	「工期の基準」本文	35
4.	適正な工期設定の成功事例の紹介	51
5.	関係資料	53

1. 巻頭言

「適正な工期の基準」への期待

一般社団法人日本電設工業協会 会長 後藤 清

建設業が、今後ともわが国の経済・社会に重要な役割を果たしていくためには、中長期的な担い手の確保が不可欠であり、そのためには、「長時間労働の削減と確実な休暇の確保」に向けて働き方改革の推進と実現が必須です。

このことは、ゼネコンから各専門工事業まで建設業界全体の最優先の課題との共通認識となっています。

わが電設工事業界においても現場管理員の長時間労働や技能者の高齢化、若年入職者の減少に伴う 担い手不足は目下の最大の懸案です。

政府は、建設業の担い手不足への対応として、建設業法の改正を中心に一連の制度改正を行い、「建設工事の請負契約における著しく短い工期設定の禁止」が定められました。これを受けて「適正な工期」についての関係者のコンセンサスを形成するために、中央建設業審議会において建設業界各団体の代表や不動産業界、鉄道分野等の発注者側の代表も一堂に会して熱心に議論が行われ、2020年夏に、「適正な工期の基準」(文書名「工期に関する基準」)が作成、勧告がなされました。

この検討のワーキンググループには当協会からも代表を参加させ、私も中建審では委員として、わが業界の立場や問題の解決に向けての提言等を行いました。

わが業界では、従来より、全体工程の遅れが電気設備工事の行われる工期の終盤に「しわ寄せ」となって「突貫工事」となることがしばしばあり、「働き方改革」を実現する上で大きな障害となってきました。 今回、このような実状も踏まえつつ、「適正な工期」の考え方が、文書で明確にされたことは大変画期的なことであり、今後はこの「基準」を活かす取組みを進めていくことが重要となります。

工事は、あくまでも民間の当事者同士の契約に基づき行われるものであり、「適正な工期」についての両当事者の共通理解が前提となるのはいうまでもありません。しかしながら、ルールが定着する初期の段階では、不利益を受ける側が行動を起こすことが大変重要です。今回の制度改正では、建設業法の改正により、請負契約締結時の見積もり内容として「工期」が追加されました。したがって、見積もり段階からポイントをチェックする、工事開始後は、各工程で起こったことを記録して「エビデンス」として残す、「作業に対して著しく短い工期」や「無理な工期」「しわ寄せ」が生じそうな場合に、

相手側に「エビデンス」を示して協議するといった「行動」が重要ですし、行政機関等に相談する場合にも「エビデンス」に基づき事情を説明することが必要となります。

従来から、国土交通省等においては、不当な契約実務が行われないよう「駆け込みホットライン」 を設けて相談を受けているところですが、今回の法律改正により、許可行政庁による「違反に対する 勧告」や「これに従わない場合の公表」も導入されました。

しかしながら、相談するにも、行政処分に至るとしても、ルールに反する実態を証拠(エビデンス)をもって不利益を受ける側が主張しないことには、解決にいたりません。

このため、われわれの側も工事の業務の中で意識や仕事への向き合い方を変えていく必要があると 考えます。

今回、制作した「手引き」は、この「適正工期の基準」について、わが業界に関係深い箇所についての趣旨解説やそのような事態にどう対応するか、あるいはそのような事態に備えて何をしておくべきかにポイントを絞って、解説したものです。

決して難しいことではありませんが、日頃から業務に当たりこのような意識を持っておかないと後からでは間に合わないことも出てきます。

会員各社においても現場でやるべきことを決める、社内の相談窓口、対外的な相談・交渉の担当を 作るなどルール・マニュアルや役割分担なども取り決めて、ぜひこの「手引き」を有意義なものとし ていただくようお願いいたします。

協会員一丸となって、働き方改革を実現しましょう!

2. 「工期の基準」の解説

「工期に関する基準」の解説の使い方

この先が、「工期に関する基準」(以下**「基準」**と呼びます。)についての解説となりますが、この使い方をご説明します。

「基準」については、国土交通省が、「工期に関する基準 概要」(以下「概要」と呼びます。)というパワーポイントの資料を作成しています(巻末資料として掲載)。これは、「基準」のエッセンスをコンパクトにまとめた資料です。この「手引き」では、この「概要」の見出しやリード文(シャドウのかかった部分)に沿って、解説を加えています。

「基準」の内容には、電気設備工事に関係の薄い部分もありますので、その部分の解説は省略して、マスターしておくことが必要な部分のみについて抜き出し、「基準」の該当部分とその「対応方針」を記載しています。

具体的な契約や工事の際に、以下の解説を参照していただくことは、もちろんですが、「契約」や「工程管理」を担当される管理職等の方に、あらかじめ、「基準」担当者となっていただいて、相談役になっていただくと効果的ではないかと思います。当面、「基準」に関するアドバイスや判断をその方に集中していただいて、ノウハウや対応方針を蓄積していかれてはいかがでしょうか。

「対応方針」には、<u>工事期間中のできごとの記録を問題が生じたときに証拠(エビデンス)として利用する</u>といったことも書かれているので、問題が生じてから「対応方針」を参照するのでなく、「基準担当者」や「工事の管理」を担当される方は、前もって「**基準」**と、この解説をお読みいただき、<u>工</u>程の節目節目でどのようなことが生じる可能性があり、そのために前もって何をしておくか、どのような心構えで執務するべきかを理解しておいていただきたいと思います。

問題が生じた場合の対応については、この「基準」は建設工事契約に関するすべての当事者が順守すべきものとして策定されたものですので、「基準」を前提として相手方と協議すべきと考えますが、それでは解決が難しい場合には、解説にありますように、担当行政庁に設けられている、いわゆる「駆け込みホットライン」(P.33 参照)にご相談されることをお勧めします。

なお、この「**使い方**」に続いて、電気設備工事において「工期の基準」に照らして相手方と協議をする必要が生じそうなモデルケースを「**工期の基準」活用のポイント〜こんな場合は、こんな対応を〜**として数事例取り上げています。付属の「**できごとメモ**」のひな形と合わせてホットラインへのご相談の際などにご活用ください。

当初は、なかなか「基準」が浸透しておらず「基準」に基づく主張もすんなり通らないこともあるかもしれませんが、主張すべきことは主張して、相手方と協議し、実務的に扱いを定着させていくことも重要です。多くの関係者の知恵を集めてせっかく策定された「適正な工期の基準」が有効なものとなるためには、「基準」に沿って実務を行うという取組みの積み重ねが必要です。ぜひこのようなスタンスで実務に当たり、「働き方改革」を実現させましょう。

「工期の基準」活用のポイント

~こんな場合は、こんな対応を~

→ケース1

• 電気設備工事の前工程の躯体工事で遅れが出ましたが、竣工予定日は変わらず、突貫の夜間工事で対応しなくてはなりませんでした。夜間工事対応の工事担当者や管理者等の増員が必要となったのに、追加費用を認めてくれません。

<「基準」に基づく判断>

前工程の遅延で適正な工期を確保できなくなった場合は、…双方対等の立場で遅延の理由を明らかにしつつ、 元下間で協議・合意のうえ、工期延長、必要となる請負金額の変更等を行うとされています。

お互いの合意なしに一方的に取り決めと異なる工期の対応をさせることは違法です。原因を明確にし、追加費用を求める交渉をしましょう。

(第1章(3)(i)(iii)P.12, 13)

<記録に残すべきこと、必要な資料の例>

- ・電気設備関係の工程開始予定日と実際の工程
- ・対応のために増強が必要となった人工数と加算費用
- ・元請や先工程の工事関係者との協議状況
- ・着工時のマスター工程表、実際の工程表

→ケース2

・仕上げ工程で、塗装工事が職人さん不足から遅れ、照明器具の取り付けが予定通りにはできませんでした。 当初の日程で手配していた電工さんをキャンセルすると、他所の現場に流れてしまう恐れがあったため、 現場で準備作業等をしていただくこととしました。後日、塗装工事終了箇所から照明器具取り付けが始ま りましたが、完了日は変更できないとのことで、電工さんの増員と残業で対応せざるを得なかったにもか かわらず、元請のゼネコンからは「器具の台数は増えていないのだから費用は増額できない」と言われて しまいました。

<「基準」に基づく判断>

ケース 1 同様、前工程の遅延で適正な工期を確保できなくなった場合に該当すると考えられます。追加費用を 求める協議を開始しましょう。

(第1章(3)(i)(iii)P.12.13)

<記録に残すべきこと、必要な資料の例>

ケース1に同じ

→ケース3

• 設計図書に未決定事項があったことから機器の手配が遅れてしまいましたが、工期は変更されることなく 納期遅れでペナルティを取るといわれています。

<「基準」に基づく判断>

契約締結時の設計図書に未決定事項がある場合、発注者(設計者)と元請、元請と下請(又は設備工事担当者)の間で情報を共有して対応する必要があります。設計者の決定の遅れによる工程遅延や掛かり増し経費については、関係者間で協議を行い、発生した費用を請求できるとされています。

(第1章(6)<工期設定における受発注者の責務>)

<記録に残すべきこと、必要な資料の例>

- ・工事開始時点で設計図書に未決定事項があったこと
- ・工事に必要な設計仕様の決定時点と工期の関係
- ・工程遅延の状況と掛かり増し費用

☆工期の遅延の原因が、施主の意思決定や方針変更による場合も同様です。

→ケース4

• 施主の機器の承諾が遅れ納期が竣工に間に合わなくなり、工程を延ばしてほしいが、何とかしろと一方的 に言われ困っています。

機器の費用もメーカーからは短納期という事で割増費用を要求されそうだが追加費用として認めてもらえ そうにありません。

→ケース5

• 施主が5階の建築平面を全面的に変更しました。一部に負荷容量の大きな機器が入る予定となったため電気設備の設計的な要素も見直しが必要ですが、設計事務所は電気設備の設計検証は行ってくれず自分たちで行う事となり、そのことでの資材の発注に時間もかかり工程に影響が出てきましたが、設計検証(検討)の費用や追加工事の費用、工程への影響について取り合ってくれません。

<「基準」に基づく判断>

「工期の基準」においては、施主も発注者として、請負契約の当事者となり、当然この基準の内容が当てはまります。上記ケース2、3で元請・ゼネコンと同様、必要な記録を示して、協議が可能です。

なお下請の場合等、施主と直接の契約関係にない場合は、元請等にも相談しておくのが良いでしょう。

→ケース6

• 当初のマスター工程表に総合試運転調整期間や大型機器の製作搬入期間が明示されていません。

<「基準」に基づく判断>

新築工事においては、受電の時期及び設備の総合試運転調整に必要な期間を考慮し、適切に概成工期を設定することが望ましいとされており、当初のマスター工程表に総合試運転調整期間が明示されていない場合は、設定を要求しましょう。

(第2章(10)P.24、第3章(2)(v))

外構部にオイルタンクがある場合は、外部足場等の関係などで初期に埋設する必要がある場合があり、その場合にはタンクの発注工程や危険物の行政への届け出期間などをあらかじめ考慮する必要があります。見積もりの段階等でマスター工程表を確認し、考慮されていない場合には申し入れましょう。 (第3章(2)(vi))

<記録に残すべきこと、必要な資料の例>

- ・(総合試運転調整期間等が記載されていない) 工程表
- ・これらの期間の設定についての協議の経緯

→ケース7

• 建築工程が遅れ、当初の試運転調整期間がなくなり、器具の取り付け後、点灯試験や空調機の運転試験があまり出来ないまま竣工となり竣工後も確認試験を行っている状態で元請ゼネコン・施主からは何をやっていると叱責されています。ペナルティだとして、他の追加工事分の経費も支払ってもらえない状況になりつつあります。

<「基準」に基づく判断>

設備の試運転調整期間は、万全な施工のために当然必要な期間です。

当初のマスター工程表と建築工程が遅れたことがわかる直近の工程表などを準備し施主・元請ゼネコンとこの 状況がなぜ起こっているのか協議し認識してもらうことが重要です。

ペナルティとは、明らかに一方的な見解で違反行為です。協議の対象とするべきです。

(第1章(3)(i)(iii)、(6)、第2章(10)P.24、第3章(2)(v))

<記録に残すべきこと、必要な資料の例>

- ・当初のマスター工程表と建築工程が遅れたことがわかる実際の工程の記録
- ・相手側の主張等がわかるやり取りの記録

→ケース8

• 施工に当たり、作業員の入室制限や作業場等のスペースの拡張、消毒措置やパーテーションの設置等の新型コロナウイルス感染症対策により工程遅延や経費の増大が生じてしまいました。

<「基準」に基づく判断>

新型コロナウイルス感染症拡大防止措置の実践のため、経費増が生じる場合には、あらかじめ請負代金の額に必要な経費を盛り込むほか、予期せぬ費用増や「三密」回避措置の結果等により、前工程の遅延や担当工程における工期の遅れが生じた場合には、関係当事者間で協議・合意の上、必要に応じて工期の延長等を実施することができるとされています。

(第6章(2)P.34)

<記録に残すべきこと、必要な資料の例>

- ・感染症拡大防止のために取った措置、かかった費用
- ・「三密」回避のための措置によるスケジュール遅延の状況

対応に関するできごとメモ

1.	いつ(年月日、期間等)
0	ビのとうな担南で(エヤマ)
2.	どのような場面で(工程で)
3.	誰が(相手方の社名、担当者、連絡先等)
4	何を(言われたこと、行ったこと、要求されたこと等)
⊸.	
5.	どうなった(その結果どのようなことが生じたか)
6	どう対応?(こちらから主張したこと、相談したこと)
Ο.	
7.	その他((わかれば) 工期の基準の該当箇所、参考となるべき事情等)

本資料「解説」の模式図

工期に関する基準の概要

第1章 総論

(1) 背景

(2)建設工事の特徴

(i) 多様な関係者の関与

• 建設工事の工期については、元下間などの各々の下請契約においても適正な工期が確保されるように全工程を通して適切に設定することが求められる

(ii) 一品受注生産

・供与目的に応じて、発注者から、一品ごとに受注して生産され、受注した工事ごとに、工程が異なるほか、目的物が同一であって も、天候や施工条件等によって施工方法は影響を受けるため、追加工事や設計変更、工程遅延が発生する場合がある

(iii) 工期とコストの密接な関係

• 建設工事において、品質・工期・コストの3つの要素はそれぞれ密接に関係しており、ある要素を決定するに当たっては、他の要素との関係性を考慮しなければならない

(3)建設工事の請負契約及び工期に関する考え方

(i)公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方

・建設工事の請負契約については、建設業法第18条、第19条等において、受発注者間及び元下間が対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実に履行しなければならない

「工期に関する基準」本文

(3)建設工事の請負契約及び工期に関する考え方

(i)公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方

建設工事の請負契約については、建設業法第18条、第19条等において、 受発注者や元請負人と下請負人が対等な立場における合意に基づいて公正な契 約を締結し、信義に従って誠実に履行しなければならないことや、工事内容や 請負代金の額、工期等について書面に記載すること、不当に低い請負代金の禁。

対応方針(解説)

* 今回追加された建設業法(以下「法」とします。)第19条第1項第4号の規定により、工事を施工しない日または時間帯を定めるときには、その内容を書面に記載することが義務付けられました。

「基準」本文

対応方針(解説)

「工期の基準」の解説

電気設備工事業者としての「工期の基準」への対応や実務上の留意点について、関連資料を交え、「工期に関する基準」本文と照らし合わせる形式で以下に解説します。

「著しく短い工期の禁止」として新たに定められた建設業法第19条の5の解説を関連資料として掲載します。

著しく短い工期の禁止(改正建設業法第19条の5)

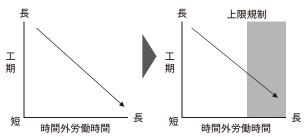
(国土交通省資料)

改正建設業法第 19条の5において、「注文者は、その注文した 建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著し く短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。」ことが 規定された。

この規定が設けられた主旨は、建設業就業者の長時間労働を是正するためには、適正な工期設定を行う必要があり、通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間を工期とする建設工事の請負契約を禁止するもの。

短い工期と長時間労働の関係

- ○建設工事の工期は、施工環境・施工技術・労働者数等の様々な要素の影響を受けるが、時間外労働時間との関係において、その他の要素を一定とすると、右の図のように短い工期と長時間労働には相関関係がある。
- ○特に、令和6年4月からは、建設業についても、時間外労働時間 の上限規制の適用を受けるため、当該上限規制以上の時間外労働 は、労働基準法違反となる。



通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間

- ○改正建設業法第19条の5の規定の主旨(建設業就業者の長時間 労働の是正)を踏まえた適切な運用を確保するためには、「著し く短い工期」の判断に際しては、単に定量的な期間の短さに着目 するのではなく、「工期短縮が長時間労働などの不適正な状態を 生じさせているか」に着目することが必要。
- ○このため、「通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間」とは、単に定量的に短い期間を指すのではなく、「建設工事の工期に関する基準」(令和2年7月20日、中央建設業審議会勧告)等に照らして不適正に短く設定された期間をいう。

著しく短い工期の判断材料

- ○見積依頼の際に発注者が受注者に示した条件
- ○受注者が発注者に提出した見積もりの内容
- ○締結された請負契約の内容
- ○当該工期を前提として請負契約を締結した事情
- ○受注者が「著しく短い工期」と認識する考え方
- ○当該工期に関する発注者の考え方

- ○過去の同種類似工事の実績
- ○賃金台帳等

著しく短い工期の判断の視点

- ①契約締結された工期が、「工期基準」で示された内容を踏まえていないために短くなり、それによって、受注者が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該建設工事を施工することになっていないか。
- ②契約締結された工期が、過去の同種類似工事の工期と比較して短くなることによって、受注者が違法な長時間労働などの不適正な 状態で当該建設工事を施工することになっていないか。
- ③契約締結された工期が、受注者が見積書で示した工期と比較して 短い場合、それによって、受注者が違法な長時間労働などの不適 正な状態で当該建設工事を施工することになっていないか。

時間外労働時間の罰則付き上限規制の適用 (令和6年4月1日~)

○第196回国会(常会)で成立した「働き方改革関連法」による 改正労働基準法に基づき、令和6年4月1日から、建設業者に関 しても、災害時の復旧・復興事業を除き、時間外労働時間の罰則 付き上限規制の一般則が適用されることを踏まえ、当該上限規制 を上回る違法な時間外労働時間を前提として設定される工期は、 例え、発注者と受注者との間で合意している場合であっても、「著 しく短い工期」と判断される。

工期の変更が必要となる場合にも適用

- ○「著しく短い工期」の禁止は、当初の契約締結後、当初の契約ど おり工事が進行しなかったり、工事内容に変更が生じた際、工期 を変更するために変更契約を締結する場合についても適用され る。
- ○工期の変更時には紛争が生じやすいため、紛争の未然防止の観点から、当初の契約の際、公共工事標準請負契約約款第21条、民間工事標準請負契約約款(甲)第29条又は民間工事標準請負契約約款(乙)第19条(それぞれ「著しく短い工期の禁止」の規定)を明記しておくことが必要である。

国土交通省「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの改訂 について」より 本基準は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者(下請負人を含む)が考慮すべき 事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である。

(1) 背景

(2)建設工事の特徴

(i) 多様な関係者の関与 (ii) 一品受注生産 (iii) 工期とコストの密接な関係

第1章 総 論

- (3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方
 - (i)公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方 (ii)公共工事における考え方
 - (iii)下請契約
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) 工期設定における受発注者の責務

第1章では、本基準を作成した背景や、建設工事の特徴、請負契約及び工期に関する考え方(公共、 民間(下請契約含む))、本基準の趣旨及び適用範囲、工期設定に受発注者の責務について記載。

第1章 総論

(1) 背景

(2)建設工事の特徴

(i) 多様な関係者の関与

• 建設工事の工期については、元下間などの各々の下請契約においても適正な工期が確保されるように全工程を通して適切に設定することが求められる

(ii) 一品受注生産

・供与目的に応じて、発注者から、一品ごとに受注して生産され、受注した工事ごとに、工程が異なるほか、目的物が同一であって も、天候や施工条件等によって施工方法は影響を受けるため、追加工事や設計変更、工程遅延が発生する場合がある

(iii) 工期とコストの密接な関係

• 建設工事において、品質・工期・コストの3つの要素はそれぞれ密接に関係しており、ある要素を決定するに当たっては、他の要素との関係性を考慮しなければならない

(3)建設工事の請負契約及び工期に関する考え方

(i)公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方

• 建設工事の請負契約については、建設業法第 18 条、第 19 条等において、受発注者間及び元下間が対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実に履行しなければならない

「工期に関する基準」本文

(3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方

(i)公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方

建設工事の請負契約については、建設業法第18条、第19条等において、 受発注者や元請負人と下請負人が対等な立場における合意に基づいて公正な契 約を締結し、信義に従って誠実に履行しなければならないことや、工事内容や 請負代金の額、工期等について書面に記載すること、不当に低い請負代金の禁

対応方針(解説)

* 今回追加された建設業法(以下「法」とします。)第19条第1項第4号の規定により、工事を施工しない日または時間帯を定めるときには、その内容を書面に記載することが義務付けられました。

止などのルールが定められている。

加えて、令和元年6月には、働き方改革の促進のために建設業法が改正され、より一層の工期の適正化が求められることとなった。

- 請負契約における書面の記載事項の追加 (第19条): 建設工事の請負契約の当事者が請負契約の締結に際して工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容を書面に記載しなければならない。 (改正建設業法第19条第1項4号)
- ・著しく短い工期の禁止(第19条の5、第19条の6):注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。また、建設業者と請負契約(請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。)を締結した発注者がこの規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣等は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができ、国土交通大臣等は、この勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。国土交通大臣等は、勧告を行うため必要があると認めるときは、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

(略)

受発注者間(※)及び元下間においては、これら法令等の規定を遵守し、双方対等な立場に立って、工期を定める期間を通じて、十分な協議や質問回答の機会、調整時間を設け、天候、地盤等の諸条件や施工上の制約等、基準を踏まえて検討された適正な工期設定を行うとともに、本基準を踏まえた適正な工期設定を含む契約内容について十分に理解・合意したうえで工事請負契約を締結するのが基本原則である。なお、前工程で工程遅延が発生し、適正な工期を確保できなくなった場合は、元請負人の責に帰すべきもの、下請負人の責に帰すべきもの、不可抗力のように元請負人及び下請負人の責に帰すことができないものがあり、双方対等な立場で遅延の理由を明らかにしつつ、元下間で協議・合意のうえ、必要に応じて工期を延長するほか、必要となる請負代金の額(リース料の延長費用、前工程の遅延によって後工程が短期間施工となる場合に必要となる人件費、施工機械の損料等の掛かり増し経費等)の変更等を行う。

(※) 公共工事については発注者が設定し、入札に付される。

次に、「著しく短い工期の禁止」として 新たに定められた建設業法 19条の5についてです。

対応方針(解説)

P.33 に「著しく短い工期と疑われる場合の対応」として駆け込みホットラインへの相談が示されていますが、そのような場合に備えて次のような内容を記録に留めておくことが望ましいと思われます。

- 例・前工程における遅延の状況
- ・自らの契約上の工期で工事が完了しなかった経緯、事情を時系列的に整理したもの(証拠(エビデンス)としての客観性が確保できるよう複数者の証言、第三者の意見等も内容とするよう留意)

これらが発生した原因について、注文者の責任、受注者の責任、不可抗力等に整理し、これらを P.10 の判断の視点に沿ったかたちで検討します。

これらの材料が、許可行政庁が「著しく 短い工期」該当するとして、法第 19条の 6に基づく発注者に対する勧告の根拠とも なることに留意しましょう。

(ii)公共工事

- 建設業法に加え、公共工事品質確保法や入札契約適正化法において公共工事独自のルールが定められている
- 元請負人は、工事を円滑に完成するため、関連工事との調整を図り、必要がある場合は、下請負人に対して指示を行うが、工期の 変更契約等が生じる場合は、元下間で協議・合意の上、工期や請負代金の額を変更する

「工期に関する基準」本文

(ii)公共工事における基本的な考え方

公共工事は、現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会 資本を整備するものとして重要な意義を有しているため、建設業法に加え、公 共工事の品質確保の促進に関する法律(以下「公共工事品質確保法」という。) や公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下「入札契約適正 化法」という。)において公共工事独自のルールが定められている。

(略)

✓ 工期の設定について

公共工事においては、公共工事品質確保法第7条第1項第6号において、公共工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事に従事する者の休日、工事の実施に必要な準備期間、天候その

他のやむを得ない事由により工事の実施が困難であると見込まれる日数等を 考慮し、適正な工期を設定することが発注者の責務とされている。

(略)

(iii)下請契約

• 前工程で工程遅延が発生した場合は、後工程がしわ寄せを受けることのないように、元下間で協議・合意の上、工期や請負代金の 額を変更する

「工期に関する基準」本文

(iii) 下請契約における基本的な考え方

建設工事標準下請契約約款では、下請契約において、元請負人は、下請負人に対し、建設業法及びその他の法令に基づき必要な指示・指導を行い、下請負人はこれに従うこととされている。また、元請負人は、工事を円滑に完成させるため、関連工事との調整を図り、必要がある場合は、下請負人に対して指示を行うが、工期の変更契約等が生じる場合は、元下間で協議・合意のうえ、工期や請負代金の額を変更することとされている。加えて、下請負人は関連工事の施工者と緊密に連絡協調を図り、元請工事の円滑な完成に協力することが重要である。

下請契約、特に中小零細企業が多く見られる専門工事業者が締結する下請契約においては、多くの場合、注文者が設定する工期に従っているほか、内装工事などの仕上工事、設備工事は前工程のしわ寄せを受けることが多く、竣工日優先で発注・契約され、納期が変更・延期されないまま短縮工期となっても費用増が認められない場合がある。また、工事の繁忙期にあっては急な増員が困難な場合もある。元下間においても下請負人の工期の見積りを尊重して適正な工期を設定するとともに、前工程で工程遅延が発生した場合には後工程がしわ寄せを受けることのないよう工期を適切に延長するとともに、竣工日優先で工程を短縮せざるを得ない場合は、元下間で協議・合意のうえ、契約工期内の突貫工事等に必要な掛増し費用等、適切な変更契約を締結しなればならない。

(4) 本基準の趣旨

• 適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者(下請負人含む)が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正 な工期を確保するための基準

「工期に関する基準」本文

(4) 本基準の趣旨

本基準は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者(下請負人を含む)が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である。当初契約や工期の変更に伴う契約変更に際しては、本基準を用いて各主体間で公平公正に最適な工期が設定される必要がある。その結果として、長時間労働の是正等の働き方改革が進むことで建設業が担い手の安心して活躍できる魅力ある産業となり、他方、発注者としても自身の事業のパートナーが持続可能となることで質の高い建設サービスを享受することができ、相互にとって有益な関係を構築するための基準でもある。

なお、著しく短い工期の疑義がある場合には、本基準を踏まえるとともに、過去の同種類似工事の実績との比較や建設業者が行った工期の見積りの内容の精査などを行い、許可行政庁が工事ごとに個別に判断する。著しく短い工期による請負契約を締結したと判断された場合には、発注者に対しては建設業法第19条の6に規定される勧告がなされ、また、建設工事の注文者が建設業者で

対応方針 (解説)

(4) 本基準の趣旨

適正な工期について、発注者と受注者が 共通の認識を持ち、公平公正な契約に基づ いて業務が推進されることにより長時間労 働の是正等の働き方改革が進展し、建設業 の担い手が安心して参入、活躍できる魅力 ある産業として成長していくことが期待さ れています。

また、契約当事者が、共存していくこと が、質の高い建設サービスを提供し、相互 にとっての有益な関係の構築のみならず、 ある場合には、国土交通大臣等は建設業法第41条に基づく勧告や第28条に基づく指示を行うことができる。加えて、入札契約適正化法第11条第2項では、公共工事においては、建設工事の受注者が下請負人と著しく短い工期で下請契約を締結していると疑われる場合は、当該工事の発注者は当該受注者の許可行政庁にその旨を通知しなければならないこととされている。

<建設業法>

第十九条の六 (略)

- 2 建設業者と請負契約(請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。) を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認め るときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発 注者に対して必要な勧告をすることができる。
- 3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の勧告を行うため必要が あると認めるときは、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求めることが できる。

<入札契約適正化法>

第十一条 各省各庁の長等は、それぞれ国等が発注する公共工事の入札及び契約に 関し、当該公共工事の受注者である建設業者(建設業法第二条第三項に規定する 建設業者をいう。次条において同じ。)に次の各号のいずれかに該当すると疑うに 足りる事実があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又 は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事 に対し、その事実を通知しなければならない。

(略)

二 第十五条第二項若しくは第三項、同条第一項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の八第一項、第二項若しくは第四項又は同法第十九条の五、第二十六条第一項から第三項まで、第二十六条の二若しくは第二十六条の三第六項の規定に違反したこと。

建設業界の信頼につながっていくということを共通認識として持ちましょう。

(5) 適用範囲

- 本基準の対象は、公共工事・民間工事を問わず、発注者及び受注者(下請負人を含む)を含む、あらゆる建設工事が対象
- 本基準における工期とは、建設工事の着工から竣工までの期間

「工期に関する基準」本文

(5) 適用範囲

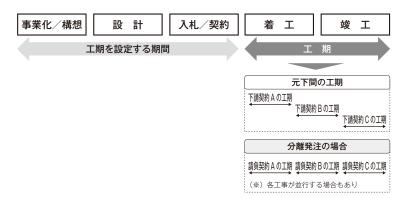
建設業法が、建設工事の全ての請負契約を対象にしていることを踏まえ、本 基準の適用範囲は、公共工事・民間工事を問わず、発注者及び受注者(下請人 を含む)、及び民間発注工事の大きな割合を占める住宅・不動産、鉄道、電力、 ガスを含む、あらゆる建設工事が対象である。

また、「工期」とは、建設工事の着工から竣工までの期間を指す。

対応方針 (解説)

(5) 適用範囲

あらゆる建設工事が、この「工期の基準」 の適用対象となります。「工期」とは、建 設工事の着工から竣工までの期間となりま す。ただし、契約当事者としての契約期間 内の責務のみならず、事業全体の構想、発 注者側の事情、自ら、さらには下請業者の 事業環境や社会情勢等をよく考慮して請負 代金や工期の設定に臨みましょう。



なお、施工段階より前段階の、事業化/構想、設計、資機材の調達等の計画・ 進捗・品質が工期に影響を与えるため、円滑な進捗や完成度の高い成果物の作 成等に努め、工期にしわ寄せが生じないようにしなくてはならない。また、事 業化/構想段階、設計段階において工程や工期を検討する場合は、施工段階に おける適正な工期の確保に配慮することが重要である。

そのため、事業化/構想段階、設計段階など工期を検討する段階で、適正に 工期を設定するための知見や生産性向上のノウハウを盛り込むために、工事の 特性等に合わせて、施工段階の前段階から受注者が関与することも有用である。 また、施工段階において、設備工事等の各工事を分離して発注・契約する場合 においても、本基準を用いて、適正な工期を設定する必要がある。

<用語の定義>

エ 期:建設工事の着工から竣工までの期間

発注者:建設工事(他の者から請け負ったものを除く)の注文者をいう

受注者:発注者から直接工事を請け負った請負人をいう 元請負人:下請契約における注文者で、建設業者であるもの

下請負人:下請契約における請負人

下請契約:建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間

で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約

(6) 工期設定における受発注者の責務

- 公共工事、民間工事を問わず、建設工事の請負契約を締結するに当たっては、適正な工期を設定できるよう、契約の当事者が対等な立場で、それぞれの責務を果たす必要性がある
- 工期設定における発注者/受注者が果たすべき責務について規定

「工期に関する基準」本文

(6) 工期設定における受発注者の責務

工期は、一般的に、公共工事では発注者が設定し、入札に付される。他方、 民間工事では、受注(候補)者の提案等に基づいて発注者が設定する場合、受 注者が発注者の希望に基づき提案し受発注者双方が合意のうえで設定する場 合、施工段階より前に受注(候補)者が参画しつつ受発注者双方が合意のうえ で設定する場合等、様々な場合がある。

なお、公共工事、民間工事を問わず、建設工事の請負契約を締結するに当たっては、適正な工期を設定できるよう、契約の当事者が対等な立場で、それぞれの責務を果たす必要がある。

(略)

<工期設定における発注者の果たすべき責務>

• 発注者は、受注者の長時間労働の是正や建設業の担い手一人ひとりの週休2

対応方針 (解説)

(6) 工期設定における受発注者の責務

工期設定についてのかかわり方は、発注 者や工事の種別(公共工事か民間工事か、 元請か下請かなど)によって様々ですが、 「契約の当事者が対等な立場で、それぞれ の責務を果たす」べきであると明記されて いる点を基本としましょう。

対応方針(解説)

<工期設定における発注者の果たすべき責務>

日の確保など、建設業への時間外労働の上限規制の適用に向けた環境整備に対し協力する。

• 作成された設計図書の完成度が十分でない場合、設計変更に伴う遅延やそれ を補完する業務が施工段階で発生するおそれがあるため、設計図書未決定事 項の解消や意匠・構造・設備の整合性をとることで完成度を高めるように努 める。

(略)

- 各工程に遅れを生じさせるような事象等について受注者から報告を受けた場合、受注者と共に工程の遅れの原因を明らかにし、その原因が発注者の責に帰すべきもの、受注者の責に帰すべきもの、不可抗力のように受発注者の責に帰すことができないものであるかを特定したうえで、受発注者間で協議して必要に応じて契約変更を行う。
- 発注者(設計者を含む)は設計図書等に基づいて設計意図を伝達するとともに、施工条件が不明瞭という通知を受注者から受けた場合は、施工条件を明らかにする。
- 生産性向上は工期の短縮や省人化等のメリットが受発注者双方にあることも 踏まえ、建設工事における生産性向上に向けた取組が進められるよう、受注 者に協力するよう努める。

(略)

- •【民間工事】工事の内容によっては、設計図書等において施工条件等をできるだけ明確にすることが求められる。
- ・【民間工事】特に建築工事において、発注者・工事監理者・受注者の三者が 合意形成ルールを早期に明確化したうえで、工事工程と連動したもの決め(施 工図・製作図・仕様の決定)、工程表の円滑な運用を心掛ける。
- ・【民間工事】設計図書等の施工計画及び工期の設定や請負代金の額に影響を 及ぼす事象について、請負契約を締結するまでに、必要な情報を受注(候補) 者に提供し、必要に応じ、工事に係る費用及び工期についての希望を受注(候 補)者に伝達したうえで、これらの見積りを受注(候補)者に依頼する。そ して、請負契約の締結の際、本基準を踏まえ、受注者と協議・合意し、適正 な工期を設定する。

<建設業法>

第二十条の二 建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の 工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発 生するおそれがあると認めるときには、請負契約を締結するまでに、建設業者に 対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければな らない。

・【民間工事】災害や不可抗力等により、引渡日の変更があり得ることを売買 賃貸借契約時に当該目的物を利用する者等に説明する。適正な工期が設定されている中で、災害や不可抗力等により現実に工程の遅延が生じ、建設労働者の違法な長時間労働を前提とする工程を設定しなければ遅れを取り戻すことが不可能な場合、当該目的物を利用する者等に引渡日の変更について理解を求める。

<工期設定において受注者の果たすべき責務>

- 受注者は、建設工事に従事する者が長時間労働や週休2日の確保が難しいような工事を行うことを前提とする、著しく短い工期となることのないよう、 受発注者間及び元下間で、適正な工期で請負契約を締結する。
- 受注者は、施工条件が不明瞭な場合は、発注者へその旨を通知し、施工条件 を明らかにするよう求める。**各工程に遅れを生じさせるような事象等が生じ**

(→そのために受注者として協力すべき事項) 設計段階については、「設計図書の完成 度が十分でない場合、設計変更に伴う遅延 やそれを補完する業務が施工段階で発生し ないように、完成度を高めるよう努める」 ことが記載されています。

対応方針 (解説)

また、各工程に後れを生じさせるような 事象等について受注者から報告を受けた場合に、発注者と受注者が共同して工程の遅れの原因を特定したうえで両者間で協議し て必要に応じて契約変更を行う旨、記載されています。

工事時期の集中の可能性など、受注者が 把握している状況をあらかじめ提供することもあわせ、工程に後れを生じさせる可能 性のある事象について、どのようなプロセスで、誰の責任で生じたものと考えられる か日頃から整理しておきましょう。

施工条件が不明瞭なままに工事に着手することにより、工程に支障が生じる可能性があります。施工条件等に不明瞭なものがある場合、発注者(場合によっては設計者)にこの点を明らかにするよう早期に要望しましょう。

合理的な施工のために、生産性向上は避けて通れませんが、そのメリットは、発注者、受注者双方に生じます。受注者側も生産性向上の意識を持ちましょう。

対応方針 (解説)

<工期設定において受注者の果たすべき責務>

(上記の「受注者として協力すべき事項」 と重なる部分もありますが、改めて解説を 加えます。) た場合は、速やかに発注者に報告し、工程の遅れの原因を分析し、その原因 が発注者の責に帰すべきもの、受注者の責に帰すべきもの、不可抗力である かを特定したうえで、受発注者間で協議して、必要に応じて契約変更等を行 う。

- 受発注者間の工期設定がそれ以降の下請契約に係る工期設定の前提となることを十分に認識し、適正な工期での請負契約の締結や、変更理由とその影響を明らかにした工期変更、下請契約に係る工期の適正化、特に前工程の遅れによる後工程へのしわ寄せの防止に関する取組等を行う。
- 下請契約の締結に際して、材料の色や品番、図面などの未決定事項がある場合、元請負人は発注者(設計者を含む)に現場施工に支障を来さない期限での仕様決定を求めつつ、下請負人にそうした状況を伝えるとともに、決定の遅れによる工程遅延が生じた場合の遅延した期間とそれに伴う掛かり増し経費について、下請契約へ適切に反映するとともに、遅延の原因が発注者(設計者を含む)である場合は、受発注者間で協議を行い、発生した費用を求める。
- 適正な品質や工程を確保するために合理的な技術提案を積極的に行い、より 一層の生産性向上に向けた取組を推進する。特に民間工事においては、その 取組によって生じるコストの増減等のメリット・デメリットについて発注者 に対して適切に説明する。

(略)

・【公共工事】公共工事においては、公共工事品質確保法第8条等に基づき、受注者・下請負人双方を含む公共工事等を実施する者は、下請契約を締結するときは、下請負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間等の条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期を定める下請契約を締結しなければならない。

適正な工期の設定は、「働き方改革」実現のための「一丁目一番地」です。工事に従事する者に、長時間労働や週休2日の確保が困難な状況をもたらすような著しく短い工期設定とならないよう、受発注者間や元下間での契約にはくれぐれも配意しましょう。

各工程に後れを生じさせるような事象等については、速やかに発注者に報告し、工程の遅れの原因について両者間で協議して必要に応じて契約変更を行う旨、記載されています。工程に後れを生じさせる可能性のある事象について、どのようなプロセスで、誰の責任で生じたものと考えられるか日頃から整理しておきましょう。

受発注者間の工期設定は、それ以降の下 請契約の工期設定の前提となることを踏ま え、特に「前工程の遅れによる後工程への しわ寄せ防止」に取り組みましょう。

下請契約の締結に際して、仕様に関し未 決定事項がある場合、元請の立場からは、 発注者等に対して現場施工に支障を来さな い期限での仕様決定を求める(とともにそ のことを下請に伝えておく)、決定の遅れ が工程遅延につながった場合の工期延長や 掛かり増し経費について下請契約に適切に 反映する、さらにその遅れの原因が発注者 である場合には、受発注者間で協議を行い、 発生費用を請求する等、対等の立場で所要 の措置をとりましょう。

適正な品質や工程を確保するため、合理 的な技術提案を積極的に行い、生産性向上 に取り組みましょう。特に民間工事におい ては、そのことによるコストの増減等のメ リット・デメリットについて発注者に適切 に説明するよう心がけましょう。

- •【民間工事】特に建築工事において、発注者・工事監理者・受注者の三者が 合意形成ルールを早期に明確化したうえで、工事工程と連動したもの決め(施 工図・製作図・仕様の決定)、工程表の円滑な運用を心掛ける。
- 【民間工事】請負契約の締結の際、本基準を踏まえつつ工期を検討し、当該 工期の考え方等を発注者に対して適切に説明し、受発注者双方の協議・合意 のうえで、適正な工期を設定する。
- ・【民間工事】受注者(下請負人を含む)は建設工事の適正な工期の見積りの 提出に努め、その工期によっては建設工事の適正な施工が通常見込まれない 請負契約の締結(「工期のダンピング」)は行わない。
 - (※) 建設業法の趣旨を踏まえ、工事の工程ごとに工期の見積りをするように努めなければならない。なお、工事ごとに、工期の見積りの仕方(必要日数の算出方法等)が異なることを踏まえつつ、必要に応じて、適正な工期が確保できているか受発注者で見積り内容を確認し、その内容について合意しなくてはならない。

<建設業法>

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、 工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳を並びに工事の工程ごとの 作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努 めなければならない。

•【民間工事】受発注者が互いに協力して施工時期の平準化に資する取組を推進するために、各々の工事における施工時期を繁忙期からずらすことで安定した工程や労働力の確保、均質な品質管理体制の構築、コスト減などが見込まれる場合は、発注者にその旨を提示する。

対応方針 (解説)

特に、民間の建築工事においては、発注 者・工事監理者・受注者の三者での合意形 成ルールを早期に明確化し、もの決めや工 程表の円滑な運用体制を確立することが適 正な工期を維持するポイントになります。

また、請負契約締結の際、本基準を踏ま えて工期を検討し、その背景、考え方等を 発注者に共有してもらい両者合意の上で適 正な工期設定に結び付けましょう。

受注者側は、見積もり段階から適正な工 期設定に努め、「工期のダンピング」(その 工期では、適正な建設工事の施工が通常見 込まれないような請負契約の締結)は行わ ないようにしましょう。

対応方針 (解説)

施工時期を繁忙期からずらすことにより、安定した工程や労働力の確保、コスト 減などが期待できます。受注者の立場から そのような情報提供を行い、受発注者が互 いに協力して施工時期の平準化につながる 取り組みを推進しましょう。

(1) 自然要因

降雨日・降雪日、河川の出水期における作業制限 等

(2)休日・法定外労働時間

改正労働基準法に基づく法定外労働時間 建設業の担い手一人ひとりが週休2日(4週8休)を確保

(3) イベント

年末年始、夏季休暇、GW、農業用水塔の落水期間 等

(4)制約条件

第2章

工期全般に

考慮すべき

わたって

事項

鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約 等

(5)契約方式

設計段階における受注者(建設業者)の工期設定への関与、分離発注 等

(6)関係者との調整

工事の前に実施する計画の説明会 等

(7) 行政への申請

新技術や特許公報を指定する場合、その許可がおりるまでに要する時間 等

(8) 労働・安全衛生

労働安全衛生法等の関係法令の遵守、安全確保のための十分な工期の設定 等

(9) 工期変更

当初契約時の工期の施工が困難な場合、工期の延長等を含め、適切に契約条件の変更等を受発注者間で協議・合意

(10) その他

施工時期や施工時間、施工法等の制限等

第2章では、自然要因や休日・法定外労働時間、契約方式、関係者との調整、行政への申請、工期変更等、工期全般にわたって考慮すべき事項について記載。

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

「工期に関する基準」本文

建設工事は、工期の厳守を求められる一方で、天候不順や地震・台風などの 自然災害のほか、建設工事に従事する者の休日の確保、現場の状況、関係者と の調整等、工期に影響を与える様々な要素があり、工期設定においては以下の 事項を考慮して適正な工期を設定する必要がある。

(略)

(1) 自然要因

- 降雨日・降雪日(雨休率の設定 等)
- 寒冷・多雪地域における冬期休止期間 等

(2)休日・法定外労働時間

- ・ 改正労働基準法の令和6年からの適用
- 週休2日(4週8休)をすべての建設現場に定着させていくためには、建設業界が一丸となった意識改革が必要。価値観の転換のためには、4週8閉所の取組は有効な手段の一つであると考えられる。また、維持工事など、工事の特性・状況によっては、交代勤務制による建設業の担い手一人ひとりの週休2日(4週8休)の確保が有効な手段の一つであると考えられる。
- ただし、必ずしも4週8閉所等が適当とは限らない工事が存在することに留意。
- 週休2日に当たっては、日給制技能労働者等の処遇水準の確保に十分留意し、労務費等その他の必要経費に掛かる見直し等の効果が確実に行き渡るよう、適切な賃金水準の確保等を図る。

「工期に関する基準」本文

(2)休日・法定外労働時間

建設業をより魅力的な産業とするため、また、令和6年4月より改正労働基準法の時間外労働の罰則付き上限規制が建設業にも適用されることも踏まえ、 建設業の働き方改革を推進する必要がある。

• 法定外労働時間

労働基準法における法定労働時間は、1日につき8時間、1週間につき40時間であること、また改正法施行の令和6年4月に適用される時間外労働の上限規制は、臨時的な特別の事情がある場合として労使が合意した場合であっても、上回ることの出来ない上限であることに考慮する必要がある。また、時間外労働の上限規制の対象となる労働時間の把握に関しては、工事現場における直接作業や現場監督に要する時間のみならず、書類の作成に係る時間等も含まれるほか、厚生労働省が策定した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を踏まえた対応が求められることにも考慮しなければならない。

・ 週休2日の確保

建設工事の目的物は、道路、堤防、ダム、鉄道、住宅、オフィスビルなど 多岐にわたり、工事の進め方は、オフィスや鉄道など、土日の作業が望まし い工事があるように、工事内容によって千差万別である。

国全体として週休2日が推進される中、建設業では長らく週休1日(4週4休)の状態が続いていたが建設現場の将来を担う若者をはじめ、建設業に携わる全ての人にとって建設業をより魅力的なものとしていくためには、他産業と同じように、建設業の担い手一人ひとりが週休2日(4週8休)を確保できるようにしていくことが重要である。日曜のみ休みという状態が続いてきた建設業において、週休2日(4週8休)をすべての建設現場に定着させていくためには、建設業界が一丸となり、意識改革から始めなければならない。現在多くの建設業団体が行っている4週8閉所の取組は、こうした意識改革、価値観を転換していくための有効な手段の一つであると考えられる。また、維持工事やトンネル工事、災害からの復興工事対応など、工事の特性・状況によっては、交代勤務制による建設業の担い手一人ひとりの週休2日(4週8休)の確保が有効な手段の一つとなると考えられる。

ただし、年末年始やゴールデンウィーク、夏休み等の交通集中期間における工事規制の制約、山間部や遠方地といった地域特性、交通・旅客に対する安全配慮、災害復旧等の緊急時対応を求められる工事等においては、必ずしも4週8閉所等が適当とは限らない工事が存在することに留意しなければならない。

なお、建設業における週休2日の確保に当たっては、日給月給制の技能労働者等の処遇水準の確保に十分留意し、労務費その他の必要経費に係る見直し等の効果が確実に行き渡るよう、適切な賃金水準の確保等を図ることが必要である。

<働き方改革実行計画 抜粋>

(時間外労働の上限規制)

週40時間を超えて労働可能となる時間外労働の限度を、原則として、月45時間、かつ、年360時間とし、違反には以下の特例の場合を除いて罰則を課す。特例として、臨時的な特別の事情がある場合として、労使が合意して労使協定を結ぶ場合においても、上回ることができない時間外労働時間を年720時間(=月平均60時間)とする。かつ、年720時間以内において、一時的に事務量が増加する場合について、最低限、上回ることのできない上限を設ける。

この上限について、①2か月、3か月、4か月、5か月、6か月の平均で、いず

対応方針 (解説)

(2)休日・法定外労働時間

一定の休日が確実に確保されることが、働く場として魅力ある産業の基本的な前提条件です。また、令和6年4月には、従来、建設業には例外が認められていた労働基準法に定められた上限を超える時間外労働への罰則が適用されることになります。労働時間に関する実務に関しては、厚生労働省が策定した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を踏まえた対応が必要です。

対応方針 (解説)

・建設業に週休2日(4週8休)を定着させていくためには、建設業界が一丸となって意識を改革し、働き方改革を一層推進する必要があります。

れにおいても、休日労働を含んで、80時間以内を満たさなければならないとする。 ②単月では、休日労働を含んで100時間未満を満たさなければならないとする。 ③ 加えて、時間外労働の限度の原則は、月45時間、かつ、年360時間であることに鑑み、これを上回る特例の適用は、年半分を上回らないよう、年6回を上限とする。

他方、労使が上限値までの協定締結を回避する努力が求められる点で合意したことに鑑み、さらに可能な限り労働時間の延長を短くするため、新たに労働基準法に指針を定める規定を設けることとし、行政官庁は、当該指針に関し、使用者及び労働組合等に対し、必要な助言・指導を行えるようにする。

建設事業については、限度基準告示の適用除外とされている。これに対し、今回は、 罰則付きの時間外労働規制の適用除外とせず、改正法の一般則の施行期日の5年後 に、罰則付き上限規制の一般則を適用する(ただし、復旧・復興の場合については、 単月で100時間未満、2か月ないし6か月の平均で80時間以内の条件は適用しない)。 併せて、将来的には一般則の適用を目指す旨の規定を設けることとする。5年後の 施行に向けて、発注者の理解と協力も得ながら、労働時間の段階的な短縮に向けた 取組を強力に推進する。

く参考>

(一社) 日本建設業連合会における取組 (例)

- ○時間外労働の段階的な削減や週休2日の確保を実現するためには、発注者や国民の理解を得るための自助努力が不可欠であることから、工期の延伸をできる限り抑制するための生産性向上に向けた指針として、2020年までの5年間を対象期間とする「生産性向上推進要綱」を策定し、フォローアップの実施、優良事例集の作成などを通じて各企業の取組を積極的に支援している。
- ○「時間外労働の適正化に向けた自主規制の試行」(平成 29 年 9 月) として、改正法施行後 3 年目までは年間 960 時間以内、4・5 年目は年間 840 時間以内を目指すなど、猶予期間後の上限規制(年間 720 時間)の適用に先んじて時間外労働を段階的に削減するとしている。
- ○「週休二日実現行動計画」(平成29年12月)を策定し、原則として全ての工事現場を対象として、平成31年度末までに4週6 閉所以上、平成33年度末までに4週8 閉所の実現を目指すとともに、「統一土曜閉所運動」として、平成30年度は毎月第2土曜日、平成31年度からは毎月第2・4土曜日の現場閉所を促すこととしている。

(一社) 全国建設業協会における取組 (例)

○働き方改革行動憲章を具体的に推進するため『休日 月1+(ツキイチプラス)』 運動を実施し、会員各企業において、平成30年度以降、建設業への長時間労働の 罰則規定の適用を待つことなく4週8休を確保することを最終目標に掲げている。 平成29年度に休日が確保された実績に対し、現場休工や業務のやり繰りにより従業員へ休日を付与し、毎月プラス1日の休日確保を目標とする。なお、最終目標とする4週8休が確保された各企業においては、自ら「4週8休実現企業」として宣言することとしている。ただし、災害復旧・除雪等の緊急現場を除く。

(略)

(3) イベント

• 年末年始、夏季休暇、ゴールデンウィーク、地元の催事等に合わせた特別休暇・不稼働日 等

(4)制約条件

- ・ 鉄道近接、航空制限などの立地に係る制限
- 周辺への振動、騒音、粉塵、臭気、工事車両の通行量等に配慮した作業や搬出入時間の制限

(5) 契約方式

- 契約方式によっては、受注者(候補者含む)が施工段階より前に工期設定に関与する場合があり、受注者の知見を設計図書等に反映し、受発注者双方の協議・合意の上で、施工段階の適正な工期を確保していくことが重要
- 分離発注の場合は、発注者が、分離発注した個々の工事の調整を行い、適正な工期を設定すると共に、前工程の遅れによる後工程 へのしわ寄せの防止に関する取組等を行う必要がある。

「工期に関する基準」本文

(5)契約方式

工期の設定・見積りに当たっては、契約方式によって、受注者の工期設定への関与、工期・工程の管理方法等が異なることを考慮する。

• 設計段階における受注者(建設業者)の工期設定への関与

設計・施工一括方式など、契約方式によっては、受注(候補)者が施工段階より前に工期設定に関与する場合があり、この場合は、受注者の知見を設計図書等に反映し、受発注者双方の協議・合意のうえで、施工段階の適正な工期を確保していくことが重要である。

他方、受注者が設計段階で工期設定に関与しない場合には、建設工事の請 負契約の締結に際して、受発注者双方の協議・合意のうえで、工期を決定し なければならない。なお、協議によって、発注者が指定・希望する工期より も工期が長くなると判断される場合には、その結果を契約条件に反映しなけ ればならない。

分離発注

建設工事は、発注者が元請負人に工事を一括で発注し、元請負人が工事の 内容に応じて下請負人と専門工事の請負契約を行い、下請工事を含む工事全 体の施工管理を行う場合が多いが、発注者が、工事種別ごとに専門工事業者 に分離して発注する、いわゆる分離発注が行われる場合もある。その場合に は発注者が、分離発注した個々の工事の調整を行い、適正な工期を設定する とともに、工事の進捗に応じて個々の工事間の調整を行い、前工程の遅れに よる後工程へのしわ寄せの防止などの取組を行う必要がある。

公共工事における設備工事等の分離発注については、入札契約適正化指針において、発注者の意向が直接反映され施工の責任や工事に係るコストの明確化が図られる等当該分離発注が合理的と認められる場合において、工事の性質又は種別、発注者の体制、全体の工事のコスト等を考慮し、専門工事業者の育成に資することも踏まえつつ、その活用に努めることとされている。また、建築における設備工事が分離されている場合など、分離発注により、施工上密接に関連する複数の工事がある場合においては、公共工事標準請負

対応方針 (解説)

(5)契約方式

・設計段階における受注者(建設業者)の 工期設定への関与

設計・施工一括方式など、施工段階より 前の段階で受注(候補)者が工期設定に関 与できる契約方式の場合があります。この ような場合には、受注者側の知見を設計図 書等に的確に反映し、受発注者の協議・合 意のもとに、施工段階での適正な工期を確 保しましょう。

一方、受注者が設計段階で工期設定に関与しない契約方式の場合には、工事の請負契約の締結に際して、受発注者で協議合意をして工期を決定することとなります。このような方式の場合には、工事の内容を十分に吟味し、発注者が指定・希望する工期よりも長い期間が必要と判断される場合には、その結果を的確に契約条件に反映する必要があります。

対応方針 (解説)

・分離発注

分離発注が採用される場合には、基本的に発注者が個々の工事の調整(例:前工程の遅れによる後工程へのしわ寄せの防止等)を行うこととなるが、設備工事を請け負う立場からも前工程等他の工事の進捗状況等に関心を持ち、状況に応じ発注者への情報の提供や交換を図ったり、発注者から別工事との調整の依頼があったときには、状況をよく判断し、円滑な工事施工を図る観点から調整に協力しましょう。

契約約款第2条や民間建設工事標準請負契約約款(甲)第3条において、工期の遅れ等により他の工事に影響が及ぶなど、必要があるときは、発注者は、双方の工事の施工につき調整を行い、受注者は、発注者の調整に従い、他の工事の円滑な施工に協力しなければならないこととされている。

(6)関係者との調整

• 電力・ガス事業者などの占用企業者等との協議調整に要する時間 等

(7) 行政への申請

• 交通管理者(警察)との道路工事等協議、道路使用許可申請等に要する時間 等

(8) 労働・安全衛生

• 労働安全衛生法等関係法令を遵守し、労働者の安全を確保するための十分な工期を設定することで、施工の安全性を確保するとと もに、社会保険の法定福利費や安全衛生経費を確保することが必要であり、契約締結に当たっては、安全及び健康の確保に必要な 期間やこれらの経費が適切に確保されることが必要 等

(9) 工期変更

- 当初契約時の工期で施工ができない場合、工期の延長等を含め、適切に契約条件の変更等を受発注者間で協議して合意したうえで 施工を進める。
- 工期変更等に伴う工期延長や、工程遅延等が生じたにも関わらず工期延長ができず、後工程の作業が短期間での実施を余儀なくされる等の場合は、受発注者間で協議の上、必要な請負代金の額の変更等、適切な変更契約を締結。
- (※) 受発注者間で契約条件の変更等をした場合には、その結果を適切に元下間の契約に反映

「工期に関する基準」本文

<u>(9) 工期変更</u>

請負契約の締結に当たっては、受発注者双方で協議を行い、工期の設定理由を含め契約内容を十分に確認したうえで適正な工期を設定するとともに、契約後に工期変更が生じないよう、下請工事を含め、工事全体の進捗管理を適切に行うなど、工事の全体調整を適切に行うことが重要である。

しかし、確認申請の遅れ、追加工事、設計変更、工程遅延等が発生し、当初契約時の工期では施工できない場合には、工期の延長等を含め、適切に契約条件の変更等を受発注者間で協議して合意したうえで、施工を進める必要がある。その際、クリティカルバス等を考慮し、追加工事や設計変更等による工事内容の変更等を申し出ることができる期限をあらかじめ受発注者間で設定することも有効であると考えられる。設計図書と実際の現場の状態が一致しない場合や、発注者が行うべき関係者との調整等により着手時期に影響を受けた場合、天災等の不可抗力の影響を受けた場合、資材・労務の需給環境の変化その他の事由により作業不能日数が想定外に増加した場合など、予定された工期で工事を完了することが困難と認められるときには、受発注者双方の協議のうえで、必要に応じて、適切に工期延長を含めた変更契約を締結する。なお、工期変更の理由としては、発注者の責に帰すべきもの、受注者の責に帰すべきもの、不可抗力のように受発注者の責に帰すことができないものがあり、双方対等な立場で変更理由を明らかにしつつ受発注者で協議する必要がある。

工期が延長となる場合や、工程遅延等が生じたにも関わらず工期延長ができず、後工程の作業が短期間での実施を余儀なくされる等の場合には、受発注者間で協議を行ったうえで、必要に応じて、必要となる請負代金の額(リース料の延長費用、短期間施工に伴う人件費や施工機械の損料等の掛かり増し経費等)の変更等、変更契約を適切に締結しなければならない。また、受発注者間で契約条件の変更等をした場合には、その結果を適切に元下間の契約に反映させな

対応方針(解説)

(9) 工期変更

請負契約締結の段階では、発注者との協議に当たり、工期の設定理由をはじめ、契約内容を十分に確認し、この工期が施工に十分な期間を確保するものであるのか吟味することが重要であることはもちろんです。しかしながら、当初予期されていない事象が発生し、当初契約に定められた工期では施工できないと考えられる場合には、工期の延長を含め、増嵩費用の積み増し等の契約変更について提案協議し、合意を結び、工事が合理的に進められるよう取り組む必要があります。

そのような協議の枠組みが円滑に機能するような試みとして、「工期の基準」には、「クリティカルパス等を考慮し、追加工事や設計変更等による工事内容の変更等を申し出ることができる期限をあらかじめ受発注者間で設定することも有効であると考え

ければならない。

られる。」との記述があります。このことは、 工事の工程に関する不安定な要素を取り除いておくという観点からは、合理的なもの となっていますが、特に受注者の立場から は、変更を提案する期間が打ち切りにされ ているとも言えるので、施工中に不安な要 素が出てきた場合には、早め早めに現場ス タッフや社内で情報共有するととともにタ イミングを逃さず発注者に協議するよう心 がけましょう。

また、工期に影響を及ぼす事態が見つかった場合に備えて、エビデンスを残し、発生原因についての責任がどこにあるのかを整理しておくことが必要なのは、P.12に説明した「著しく短い工期」の判断基準の場合と同様です。

工期が延長となる場合、延長ができず後 工程での作業が短期間となる等の場合(い わゆる「突貫工事」)には、受発注者間で 協議を行い、必要に応じて、請負代金に含 まれる費用増分を請負金額に加える、変更 される契約条件を盛り込む等により契約に 反映させることとされています。

(10) その他

• 施工時期や施工時間、施工法等の制限 等

「工期に関する基準」本文

(10) その他

(1)~(9) に挙げる要素の他に、以下の事項を考慮して工期を設定する。

- •他の工事の開始/終了時期により、当該工事の施工時期や全体工期等に影響が生じうる場合は、それらを考慮して工期を設定する。
- 施工時期や施工時間、施工方法等の制限がある場合は、それらを考慮して工期を設定する。
 - (例) 平日の通行量が多い時間帯を避ける必要のある道路補修工事や、ダイヤの多い日中を避ける必要のある鉄道線路工事
- 新築工事においては、受電の時期及び設備の総合試運転調整に必要な期間を 考慮し、適切に概成工期を設定することが望ましい。
- 文化財包摂地である場合、文化財の調査に必要な時間について考慮する。
- 受発注者は工期を設定するに当たって、工事の内容や特性等を踏まえ、必要に応じて、日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」や国土交通省の「工期設定支援システム」、「直轄土木の適正な工期設定指針(国土交通省大臣官房技術調査課(令和2年3月))」、「公共建築工事における工期

対応方針(解説)

(10) その他

新築工事の設備工事の場合には、受電の時期及び設備の総合試運転調整に必要な期間を別に確保したうえでの「概成工期」を適切に設定することが望ましいとされており、建築物の使用開始時期までに余裕を持って設備工事が万全を期することができるよう契約時の協議を通じて発注者にはたらきかけましょう。

設定の基本的考え方(中央官庁営繕担当課長連絡調整会議 全国営繕主管課 長会議 (平成30年2月))」などを適宜参考とする。なお、これらのプログ ラムやシステム等は適宜更新されることを踏まえ、最新のものを参考とする。

- 公共工事においては発注者が発注時に参考資料として概略工程表を提示し、 受注者と工期の設定の考え方を共有する取組が行われているところであり、 公共工事、民間工事を問わず、このような工程管理に資する取組にも留意する。
- 各工種の工程の遅れが全体の工期の遅れにつながらないよう、受発注者が常に工程管理のクリティカルパスを認識し、クリティカルパス上の作業の進捗を促進するよう適切に進捗管理を行う必要がある。

等

対応方針 (解説)

各工種の工程の遅れが全体の工期の遅れにつながり、後工程にしわ寄せがくるということにならないよう受発注者が常にクリティカルパスを意識して適切に進捗管理を行う必要があることが指摘されています。「しわ寄せを受ける」という意識に落ちいることなく、契約当事者として建設的に対応していきましょう。

第3章 工程別に 考慮すべき 事項

(1) 準備

(i) 資機材調達・人材確保 (ii) 資機材の管理や周辺設備 (iii) その他

(2)施工

- (i) 基礎工事 (ii) 土工事 (iii) 躯体工事 (iv) シールド工事 (v) 設備工事
- (vi)機器製作期間・搬入時期 (vii)仕上工事 (viii)前面及び周辺道路状況の影響
- (ix) その他

(3)後片付け

(i)完了検査 (ii)引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間 (iii)原型復旧条件

第3章では、準備段階・施工段階・後片付け段階の各工程において考慮すべき事項について記載。

第3章 工程別に考慮すべき事項

(1) 準備

(i)資機材調達·人材確保

- 資機材の流通状況や職種・地域により特定の人材が不足する場合があるため、必要に応じ、それぞれの調達に要する時間
- (ii) 資機材の監理や周辺設備
- 工事用資機材の保管及び仮置き場の設置や駐車場の確保、宿泊施設の手配等に要する時間 等

(iii) その他

「工期に関する基準」本文

工期は大きく分けて、準備・施工・後片付けの3段階に分けられる。当初契約の締結時や工期の変更に伴う契約変更における工期設定に当たっては、準備段階では資材調達・人材確保等に要する時間、施工段階では工程ごとの特徴や工程ごとの進捗管理等、後片付けでは原形復旧や清掃に必要な時間等を考慮して適正な工期を設定する必要がある。

なお、工事によって内容やその工程は多様であり、以下に列挙する事項が必ずしも全ての工事において考慮すべき事項に該当するとは限らないため、個々の工事の工程や性質に応じて適切に考慮されたい。

(略)

対応方針 (解説)

第3章には、(1)の準備から(2)施工、(3)後片付けまで考慮すべき事項が具体的に記載されているので、電気設備工事に特に関係深い項目について注記するにとどめます。

(2)施工

「工期に関する基準」本文

(2)施工

施工段階の各工程において考慮すべき事項を以下に記載する。

なお、施工中に工種が変わる際に、労働力や資機材等の確保のために準備期間が必要になるなど、施工中の準備期間に要する時間も必要に応じて考慮して 工期を設定する。

(略)

(i)基礎工事

• 杭、山留等に関する考慮事項

(ii) 土工事

・地山掘削、盛土工事に関する考慮事項

(iii) 躯体工事

• 構法、鉄骨等に関する考慮事項

(iv) シールド工事

・シールドマシンの制作時間、先行作業 等

(v)設備工事

• 荷揚げ設備による制約(クレーン、エレベーター、リフト、構台)やサッシ・建具の取り付けの遅れ等に関する考慮事項

「工期に関する基準」本文

(v)設備工事

- ✓ 階高・天井高さに応じた足場計画
- ✓ 総合図をはじめとする他工事との調整・合意期間
- ✓ 前工事との関係による設備工事着手可能日
- ✓ 受電日以降の設備の総合試運転調整に必要な期間

対応方針 (解説)

(v)設備工事

足場計画、他工事との調整・合意期間、 前工事との関係による設備工事着手可能日 等について記載があります。

また、第2章(10)の「概成工期」とも 関連しますが、「受電日以降の設備の総合 試運転調整に必要な期間」も竣工日までに 収めましょう。

(vi) 機器製作期間・搬入時期

「工期に関する基準」本文

(vi)機器製作期間・搬入時期

- 特に大型機器の製作や搬入に要する時間
 - (例)発電機のオイルタンクは建設工事の外構工事に組み込まないと工程 のしわ寄せにつながる

(略)

対応方針(解説)

(vi) 機器製作期間・搬入時期

発電機のオイルタンクの例を引き、大型 機器の製作搬入に関して、製作期間(外構 工事に組み込む必要あり)についての記述 があります。

なお、危険物についての届出等の行政手 続き等にも留意が必要です。

(vii) 仕上工事

- ・地山掘削、盛土工事に関する考慮事項
- ・塗装工事・タイル工事等に関する考慮
- (viii) 前面及び周辺道路条件の影響
- (ix) その他
- アスベスト対応 (届出、前処理、除去作業、事後処理) に要する時間

(3)後片付け

- (i)完了検査
- ・自主・消防・官公庁等の完了検査に要する時間
- (ii)引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間
- (iii) 原形復旧条件

第4章 分野別に 考慮すべき 事項

- (1) 住宅・不動産分野
- (2) 鉄道分野
- (3)電力分野
- (4) ガス分野

第4章では、民間発注工事の大きな割合を占める住宅・不動産、鉄道、電力、ガスの4分野については、分野別の考慮事項を記載。

第4章 分野別に考慮すべき事項

対応方針 (解説)

民間発注工事の代表的なものとして、住宅・不動産、鉄道、電力、ガスの4分野について記載があります。電力分野は、(3)として(i)発電設備と(ii)送電設備について書かれています。

- (1)住宅・不動産分野
- (i)新築工事
- (ii) 改修工事
- (iii) 再開発事業
- (2) 鉄道分野
- (i) 新線建設や連続立体交差事業等の工事
- (ii)線路や駅等の改良工事
- (iii)線路や構造物の保守工事
- (3)電力分野
- (i)発電設備
- (ii) 送電設備

「工期に関する基準」本文

(3)電力分野

発電設備、送電設備において、工期の見積り・設定するに当たっては、以下の事項を考慮する。

(i)発電設備

発電設備の工事では、電気機械設備の使用開始日(発電開始日)をターゲットとして、以下の事項等を考慮のうえ、土木・建築工事も含めた全体工事の工程を設定する。

- ✓ 工事進捗に応じた各設備間の引き渡し時期
- ✓ 河川工事においては、非出水期での施工
- ✓ 環境面を配慮した施工

(ii)送電設備

送電線工事では、新規需要家の供給希望日や発電事業者の連系希望日、並び に既設送電線の停電可能時期などから設備の使用開始日を設定し、以下の事項 等を考慮のうえ、全体工事の工程を設定する。

- ✓ 現場に応じた物資の輸送計画
- ✓ 天候による作業工程の変更要素
- ✓ 線路停止作業日程
- ✓ 鉄塔/電線での特殊作業員の確保人数

(略)

(4) ガス分野

- (i)新設工事
- (ii) 改修工事

第5章 働き方改革 ・生産性向 上に向けた 取組につい て

働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、施工上の工夫、ICTツールの活用等について、他の工事現場の参考となるものを優良事例として整理 ※詳細は別紙に整理

第5章では、働き方改革・生産性向上に向け、他社の優良事例を参考にすることが有効である旨を 記載。

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について(別紙参照)

• 建設業の働き方改革や生産性向上を進めるに当たっては、自社の取組のみならず、他社の優良事例を参考にして、様々な創意工夫を行っていくことも必要である。そのため、別紙として『週休2日達成に向けた取組の好事例集』から取り組みを抽出し、別紙を作成

『週休2日達成に向けた取組の好事例集』:

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000178.html

「工期に関する基準」本文

建設業の働き方改革や生産性向上を進めるに当たっては、自社の取組のみならず、他社の優良事例を参考にして、様々な創意工夫を行っていくことも必要である。

国土交通省では、平成30年度に、業界団体等の協力のもと、住宅・不動産、 鉄道、電力、ガスの4分野における、『**週休2日達成に向けた取組の好事例集**』 を作成した。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000178.html

(略)

対応方針 (解説)

国土交通省が、平成30年度に作成した 「週休2日達成に向けた取組の好事例集」 が紹介されています。参考にしてください。 https://www.mlit.go.jp/ totikensangyo/const/totikensangyo_ const_tk1_000178.html

(1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応

駆け込みホットラインの活用

第6章 その他

- (2) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定 受発注者間及び元下間において、協議を行い、必要に応じて適切に契約変更
- (3) 基準の見直し

本基準の運用状況等を踏まえて、見直し等の措置を講ずる

第6章では、本基準を運用するうえで考慮すべき事項などを記載。

第6章 その他

「工期に関する基準」本文

本基準は建設業法に基づく中央建設業審議会において作成・勧告されるものであり、発注者、受注者、元請負人、下請負人を問わず、本基準を踏まえて適正な工期を設定することで、建設業の担い手が働きやすい環境を作っていくことが重要である。また、締結された請負契約が、本基準等を踏まえて著しく短い工期に該当すると考えられる場合には、許可行政庁は勧告できることとされている。

新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、建設業界においては、建設現場の「三つの密」対策等を徹底して講じていくことが必要であるが、必要な対策によっては工期に影響を与える場合もありうることに留意しなければならない。

本章では、これらを踏まえ、本基準を運用するうえで考慮すべき事項などを とりまとめている。

対応方針 (解説)

最後に、この基準に基づく「著しく短い 工期と疑われる場合の対応」、「新型コロナ ウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設 定」について記載があります。

(1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応

「工期に関する基準」本文

(1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応

建設業に係る法令違反行為の疑義情報を受け付ける駆け込みホットラインが 各地方整備局等に設置されており、締結された請負契約が、本基準等を踏まえ て著しく短い工期に該当すると考えられる場合には、発注者、受注者、元請負 人、下請負人問わず、適宜相談することが可能である。

なお、著しく短い工期による請負契約を締結したと判断された場合には、許可行政庁は、建設業法第19条の6に基づき発注者に対する勧告を行うことができるほか、勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することが可能である。

対応方針(解説)

(1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応 建設業についての法令違反等についての 相談窓口が「駆け込みホットライン」とし て国土交通省の各地方整備局等に設置され ており、誰でも相談ができます。

著しく短い工期による請負契約が締結されたと判断された場合は、許可行政庁は、建設業法第19条の6に基づき、発注者に対する勧告、その勧告に従わない場合の公表ができることとなっています。

下に、「駆け込みホットラインの概要」 を掲載しますので参考にしてください。

駆け込みホットラインの概要(H19.4 開設)

○違反情報収集体制の強化を目的として設置

- 各地方整備局等に設置された「建設業法令遵守推進本部」に通報窓口として開設
- 通報された情報に対し必要に応じて立入検査・報告徴取を実施
- 通報者に不利益が生じないように情報を取り扱う
- 法令に違反する行為があれば監督処分等により厳正に対応





国土交通省 HP において掲載中 : http://www.mlit.go.jp/common/001372097.pdf

(2) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定

「工期に関する基準」本文

(2)新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期 等の設定

令和2年5月、すべての都道府県で緊急事態宣言が解除され、感染拡大の抑止と社会経済活動の維持を両立させる、新たなステージが始まった。他方、緊急事態解除宣言は、一つの通過点であり、今後の感染症拡大防止に向け、建設業界においては、引き続き「三つの密」対策等を徹底して講じていくことが必要である。

国土交通省では、「三つの密」回避やその影響を緩和するための対策の徹底のため、令和2年5月14日にガイドラインを作成・周知したところであり、建設現場では、朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩等、現場で多人数が集まる場面や密室・

対応方針(解説)

(2) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策は、建設現場においても「三つの密」を避ける等により徹底して講じていくことが必要です。国土交通省では、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(当初、令和2年5月14日作成、同年12月24日改訂)を作成、公開して

密閉空間における作業等において、他の作業員とできる限り2メートルを目安 に一定の距離を保つ、入退場時間をずらす等、「三つの密」の回避や影響緩和 に向けた様々な取組や工夫が実践されているところである。

(例)・狭い場所や居室の作業では、広さ等に応じて入室人数を制限して実施

- ・大部屋の作業においてあらかじめ工程調整等を行ってフロア別に人数を制限
- 十分な広さの作業員宿舎の確保
- ・休憩・休息スペースに設置するパーテーション

こうした施工中の工事における新型コロナ感染症の拡大防止措置等の取組を 実践するに当たっては、入室制限に伴う作業効率の低下や、作業員の減少に伴 う工期の延長、作業場や事務所の拡張・移転、消毒液の購入、パーテーション の設置等に伴う経費増等が見込まれることから、あらかじめ請負代金の額に必 要な経費を盛り込むほか、受発注者間及び元下間において協議を行ったうえで、 必要に応じて適切な変更契約を締結することが必要である。特に、「三つの密」 回避に向けた取組の中で、前工程で工程遅延が発生し、適正な工期を確保でき なくなった場合は、元下間で協議・合意のうえ、必要に応じて工期の延長を実 施する。

また、サプライチェーンの分断等による資機材の納入遅れ、感染者又は感染 疑い者の発生等による現場の閉鎖、現場必要人員の不足等により工期の遅れが 生じた場合や、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言下 において、特定警戒都道府県より労務調達を要する場合は、当該労務者の健康 状態にかかる経過観察期間を要するため、受発注者間及び元下間において協議 を行ったうえで、必要に応じて適切な工期延長等の対応をすることが必要であ る。 います。これを参考に、それぞれの建設現場での感染症拡大予防に取り組んでいただきたいと思います。

対応方針(解説)

新型コロナウイルス感染症拡大防止措置 等を講じることによって見込まれる経費増 については、請負代金に必要な額を盛り込 むほか、受発注者間、元下間において協議 を行ったうえで、必要に応じて契約変更を 行うものとされています。

また、「三つの密」回避に向けた取組の中で、前工程で遅延が生じ、適正な工期を確保できなくなった場合には、契約当事者間で協議・合意のうえ、必要に応じて工期の延長を実施することも書かれています。

その他、新型コロナウイルス感染症対策の影響により、工期の長期化につながる事象が発生した場合には、同様に受発注者間、元下間において協議のうえ、必要に応じて工期延長の対応をすることが必要とされています。この点に関しても工期の遅れにつながる事態が発生した都度、エビデンスを残し、工期延長の協議等適切な対応ができるよう備えましょう。

(3) 基準の見直し

「工期に関する基準」本文

(3) 基準の見直し

今後、本基準の運用状況を注視するとともに、本基準の運用状況等を踏まえて必要がある場合は、適宜、見直し等の措置を講ずる。また、今後の長時間労働の是正に向けた取組や、i-Construction(※)などの生産性向上に向けた技術開発、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた安全衛生の取組などの状況については、本基準の見直しの際に適宜検討し、必要に応じて本基準に盛り込んでいくことが必要である。

(※)「ICTの全面的な活用 (ICT土工)」等の施策を建設現場に導入することによって、 建設生産システム全体の生産性向上を図り、もって魅力ある建設現場を目指す取組

対応方針(解説)

(3) 基準の見直し

この工期の基準は、決して固定化されたものではなく、運用状況や今後の働き方改革、生産性の向上、安全衛生面の取組状況等の進展を踏まえて、見直していくことが書かれています。現場の実態に合わないような事項があれば、時機を見て改善提案も可能です。日頃からこのような問題意識を持っていただくことが重要です。

3. 「工期の基準」本文

「工期に関する基準」の全文を以下に掲載します。

第1章 総論

(1) 背景

建設業は、社会資本整備の担い手であるとともに、民間経済を下支えし、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う「地域の守り手」として、大変重要な役割を果たしている。建設業がその役割を果たしつつ、今後も魅力ある産業として活躍し続けるためには、自らの生産性向上と併せ、中長期的な担い手確保に向け、長時間労働の是正、週休2日の達成等の働き方改革を推進しなければならない。一方、建設工事の発注者においても、自身の事業を推進するうえで建設業者が重要なパートナーであることを認識し、建設業における働き方改革に協力することが必要である。

また、建設業については、労働基準法上、いわゆる 36 協定で定める時間外労働の限度に関する基準(限度基準告示)の適用対象外とされていたが、第 196 回国会(常会)で成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(以下「働き方改革関連法」という。)による改正後の労働基準法において、労使協定を結ぶ場合でも上回ることのできない時間外労働の上限について法律に定めたうえで、違反について罰則を科すこととされ、建設業に関しても、平成 31 年 4 月 の 法施行から 5 年間という一定の猶予期間を置いたうえで、令和 6 年 4 月 より、罰則付き上限規制の一般則を適用することとされている。

建設業の働き方改革に向けては、民間も含めた発注者の理解と協力が必要であることから、建設業への時間外労働の上限規制の適用までの間においても、関係者一丸となった取組を強力に推進するため、平成29年6月には「建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」を設置し、8月には「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」を策定したところである。さらに、同ガイドラインの浸透及び不断の改善に向け、「建設業の働き方改革に関する協議会」(主要な民間発注者団体、建設業団体及び労働組合が参画)の設置と併せて、業種別の連絡会議(鉄道、住宅・不動産、電力及びガス)を設置し、業種ごとの特殊事情や契約状況等を踏まえた対応方策の検討を重ねてきたところである。

政府としてこうした取組を進めている一方、現状でも通常必要と認められる期間に比して短い期間による請負契約がなされ、長時間労働等が発生している。また、前工程の遅れや受発注者間及び元請負人一下請負人間(元請負人と一次下請負人間、一次下請負人と二次下請負人間など。以下「元下間」と言う。)の未決定事項の調整、工事内容の追加・変更等を理由に、工期が遅れる事例が散見される。このような理由で工期が遅れた場合、契約変更により工期を延長することが望ましいが、受注者が早出・残業や土日・祝日出勤により施工時間を延長する等、必ずしも働き方改革に資するとは限らない対応がとられている場合もある。

こうしたことを背景に、令和元年6月の第198回国会(常会)において、公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律を一体として改正する「新・担い手3法」が成立し、建設業法第34条においては、中央建設業審議会において建設工事の工期に関する基準を作成し、その実施を勧告する

ことができることとされた。

中央建設業審議会では、令和元年9月に工期に関する基準の作成に関するワーキンググループを設置し、11月の第1回開催以降、合計6回にわたるワーキンググループでの審議のうえ、中央建設業審議会において令和2年7月に本基準を作成した。

(2)建設工事の特徴

(i) 多様な関係者の関与

建設工事は、道路、堤防、ダム、鉄道、住宅、オフィスビルなど、あらゆる社会資本の整備を担うものである。また、発注者は国・地方公共団体・企業・個人と様々であり、他方、建設工事の施工に当たっては、工事の規模や内容によって、ゼネコンから基礎工事、躯体工事、仕上工事等それぞれの工程・技術に特化した専門工事業者に至るまで、様々な業者が工事に関与している。受発注者間で設定する工期、元下間で設定する工期(元請負人一一次下請負人間、一次下請負人一二次下請負人間等)など、建設工事1つにおいても多数の工期が設定されており、また、受発注者間で設定した工期は、元下間で設定する専門工事ごとの多様な工期で構成されている。

そのため、建設工事の工期については、受発注者間で目的物の効用が 最大限発揮されるように設定することは勿論、元下間などの各々の下請 契約においても適正な工期が確保されるよう、全工程を通して適切に設 定することが求められる。

(ii) 一品受注生産

建設工事の目的物は、同一の型で大量生産されるような工業製品とは 異なり、その目的(オフィス、商業用施設、居住用家屋、道路や河川な どの社会資本等)や立地条件に応じて、発注者から、一品ごとに受注し て生産されるものである。受注した工事ごとに工程が異なるほか、目的 物が同一であっても天候や施工条件等によって施工方法が影響を受ける ため、工程は異なるものとなる。また、追加工事や設計変更等が発生す る場合には、必要に応じて、受発注者間及び元下間でその変更理由を明 らかにしつつ協議を行い、受発注者及び元下間双方の合意により、工期 の延長等、適切に契約条件を変更することが重要である。

(iii) 工期とコストの密接な関係

建設工事において、品質・工期・コストの3つの要素はそれぞれ密接に関係しており、ある要素を決定するに当たっては、他の要素との関係性を考慮しなければならない。また、施工に当たっては、安全確保と環境保全も重要な要素であり、その徹底が求められる。

建設工事では、設計図書に規定する品質の工事目的物を施工するために必要な工期・コスト(請負代金の額)が受発注者間(※)及び元下間で協議・合意されて、請負契約が締結される。受発注者間及び元下間の協議においては、天候、地盤等の諸条件や施工上の制約をはじめ、本基準を踏まえて検討された適正な工期設定を行うとともに、双方において

生産性向上に努めることが重要である。

(※)公共工事については発注者が設定し、入札に付される。

なお、災害復旧工事など社会的必要性等に鑑み、早期に工事を完了させなくてはならない場合には、それに伴って必要となる資材・労務費等 を適切に請負代金の額に反映しなくてはならない。

(3) 建設工事の請負契約及び工期に関する 考え方

(i)公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方

建設工事の請負契約については、建設業法第18条、第19条等において、受発注者や元請負人と下請負人が対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実に履行しなければならないことや、工事内容や請負代金の額、工期等について書面に記載すること、不当に低い請負代金の禁止などのルールが定められている。

加えて、令和元年6月には、働き方改革の促進のために建設業法が改 正され、より一層の工期の適正化が求められることとなった。

- 請負契約における書面の記載事項の追加 (第19条): 建設工事の請負契約の当事者が請負契約の締結に際して工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容を書面に記載しなければならない。
- 著しく短い工期の禁止(第19条の5、第19条の6):注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。また、建設業者と請負契約(請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。)を締結した発注者がこの規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣等は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができ、国土交通大臣等は、この勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。国土交通大臣等は、勧告を行うため必要があると認めるときは、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。
- 建設工事の見積り等 (第20条):建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。
 - (※) 費用の見積りだけでなく日数も見積りをする。
- 工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供(第20条の2): 建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならない。
- 工期に関する基準の作成(第34条): 中央建設業審議会は、建設工事の工期に関する基準を作成し、その実施を勧告することができる。

更に、請負契約の「片務性」の是正と契約関係の明確化、適正化のため、建設業法第34条に基づき、中央建設業審議会が、公正な立場から、請負契約の当事者間の具体的な権利義務関係の内容を律するものとして決定し、当事者にその採用を勧告する建設工事の標準請負契約約款である公共工事標準請負契約約款や民間工事標準請負契約約款等に沿った請負契約の締結が望まれる。

また、労働安全衛生法第3条においても、仕事を他人に請け負わせる 者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なう おそれのある条件を附さないように配慮しなければならないこととされている。

受発注者間(※)及び元下間においては、これら法令等の規定を遵守し、双方対等な立場に立って、工期を定める期間を通じて、十分な協議や質問回答の機会、調整時間を設け、天候、地盤等の諸条件や施工上の制約等、基準を踏まえて検討された適正な工期設定を行うとともに、本基準を踏まえた適正な工期設定を含む契約内容について十分に理解・合意したうえで工事請負契約を締結するのが基本原則である。なお、前工程で工程遅延が発生し、適正な工期を確保できなくなった場合は、元請負人の責に帰すべきもの、不可抗力のように元請負人及び下請負人の責に帰すことができないものがあり、双方対等な立場で遅延の理由を明らかにしつつ、元下間で協議・合意のうえ、必要に応じて工期を延長するほか、必要となる請負代金の額(リース料の延長費用、前工程の遅延によって後工程が短期間施工となる場合に必要となる人件費、施工機械の損料等の掛かり増し経費等)の変更等を行う。

(※)公共工事については発注者が設定し、入札に付される。

(ii)公共工事における基本的な考え方

公共工事は、現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして重要な意義を有しているため、建設業法に加え、公共工事の品質確保の促進に関する法律(以下「公共工事品質確保法」という。)や公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下「入札契約適正化法」という。)において公共工事独自のルールが定められている。

✓ 請負契約の締結について

公共工事においては、公共工事品質確保法第3条第8項に基づき、その品質を確保するうえで、公共工事の受注者のみならず、下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事等における請負契約の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期を定める公正な契約を締結することが求められる。

✓ 工期の設定について

公共工事においては、公共工事品質確保法第7条第1項第6号において、公共工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事に従事する者の休日、工事の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、適正な工期を設定することが発注者の責務とされている。

また、公共工事品質確保法に基づく発注関係事務の運用に関する指針において、建設資材や労働者確保のため、実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度の活用といった契約上の工夫を行うよう努めることとされており、具体的には、

- 発注者が工事の始期を指定する方式(発注者指定方式)
- 発注者が示した工事着手期限までの間で受注者が工事の始期を 選択する方式(任意着手方式)
- 発注者が予め設定した全体工期の内で受注者が工事の始期と終期を決定する方式(フレックス方式)

があり、余裕期間制度の活用に当たっては、地域の実情や他の工事の 進捗状況等を踏まえて、適切な方式を選択することとされている。

さらに、入札契約適正化法第 18 条に基づく公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(以下「入札契約適正化指

針」という。)において、発注者の責務として、工期の設定に当たり、 工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件 のほか、次に掲げる事項等を適切に考慮することとされている。

- 公共工事に従事する者の休日(週休2日に加え、祝日、年末年 始及び夏季休暇)
- 建設業者が施工に先立って行う、労務・資機材の調達、現地調査、現場事務所の設置等の準備期間
- 工事完成後の自主検査、清掃等を含む後片付け期間
- 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数
- 用地取得や建築確認、道路管理者との調整等、工事着手前に発 注者が対応すべき事項がある場合には、その手続に要する期間 過去の同種類似工事において当初の見込みよりも長い工期を要 した実績が多いと認められる場合には、当該工期の実績

✓ 施工時期の平準化について

公共工事においては、年度初めに工事量が少なくなる一方、年度末に工事量が集中する傾向があり、公共工事に従事する者において長時間労働や休日の取得しにくさ等につながることが懸念されることから、公共工事品質確保法第7条第1項第5号や入札契約適正化指針において、計画的に発注を行うとともに、工期が一年に満たない公共工事についての繰越明許費・債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期の設定など必要な措置を講じることにより、施工時期の平準化を図ることが発注者の責務とされている。

✓ 予定価格の設定について

公共工事においては、公共工事品質確保法第7条第1項第1号において、公共工事を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料等とともに、工期、公共工事の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めることが発注者の責務とされている。

✓ 工期変更について

公共工事においては、公共工事品質確保法第7条第1項第7号や入札契約適正化指針において、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、用地取得等、工事着手前に発注者が対応すべき事項に要する手続の期間が超過するなど設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合、災害の発生などやむを得ない事由が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行うものとされている。

また、工事内容の変更等が必要となり、工事費用や工期に変動が生じた場合には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき、必要な変更契約を適切に締結するものとし、この場合において、工期が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずることとされている。

(iii) 下請契約における基本的な考え方

建設工事標準下請契約約款では、下請契約において、元請負人は、下請負人に対し、建設業法及びその他の法令に基づき必要な指示・指導を行い、下請負人はこれに従うこととされている。また、元請負人は、工事を円滑に完成させるため、関連工事との調整を図り、必要がある場合

は、下請負人に対して指示を行うが、工期の変更契約等が生じる場合は、 元下間で協議・合意のうえ、工期や請負代金の額を変更することとされている。加えて、下請負人は関連工事の施工者と緊密に連絡協調を図り、 元請工事の円滑な完成に協力することが重要である。

下請契約、特に中小零細企業が多く見られる専門工事業者が締結する下請契約においては、多くの場合、注文者が設定する工期に従っているほか、内装工事などの仕上工事、設備工事は前工程のしわ寄せを受けることが多く、竣工日優先で発注・契約され、納期が変更・延期されないまま短縮工期となっても費用増が認められない場合がある。また、工事の繁忙期にあっては急な増員が困難な場合もある。元下間においても下請負人の工期の見積りを尊重して適正な工期を設定するとともに、前工程で工程遅延が発生した場合には後工程がしわ寄せを受けることのないよう工期を適切に延長するとともに、竣工日優先で工程を短縮せざるを得ない場合は、元下間で協議・合意のうえ、契約工期内の突貫工事等に必要な掛増し費用等、適切な変更契約を締結しなればならない。

(4) 本基準の趣旨

本基準は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者(下請負人を含む)が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である。当初契約や工期の変更に伴う契約変更に際しては、本基準を用いて各主体間で公平公正に最適な工期が設定される必要がある。その結果として、長時間労働の是正等の働き方改革が進むことで建設業が担い手の安心して活躍できる魅力ある産業となり、他方、発注者としても自身の事業のパートナーが持続可能となることで質の高い建設サービスを享受することができ、相互にとって有益な関係を構築するための基準でもある。

なお、著しく短い工期の疑義がある場合には、本基準を踏まえるとともに、過去の同種類似工事の実績との比較や建設業者が行った工期の見積りの内容の精査などを行い、許可行政庁が工事ごとに個別に判断する。著しく短い工期による請負契約を締結したと判断された場合には、発注者に対しては建設業法第19条の6に規定される勧告がなされ、また、建設工事の注文者が建設業者である場合には、国土交通大臣等は建設業法第41条に基づく勧告や第28条に基づく指示を行うことができる。加えて、入札契約適正化法第11条第2項では、公共工事においては、建設工事の受注者が下請負人と著しく短い工期で下請契約を締結していると疑われる場合は、当該工事の発注者は当該受注者の許可行政庁にその旨を通知しなければならないこととされている。

<建設業法>

第十九条の六 (略)

- 2 建設業者と請負契約 (請負代金の額が政令で定める金額以上である ものに限る。)を締結した発注者が前条の規定に違反した場合におい て、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土 交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をする ことができる。
- 3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勧告を受けた発注者がそ の勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の勧告を行う ため必要があると認めるときは、当該発注者に対して、報告又は資料 の提出を求めることができる。

<入札契約適正化法>

第十一条 各省各庁の長等は、それぞれ国等が発注する公共工事の入札 及び契約に関し、当該公共工事の受注者である建設業者(建設業法第 二条第三項に規定する建設業者をいう。次条において同じ。)に次の 各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、当該建 設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当 該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、そ の事実を通知しなければならない。

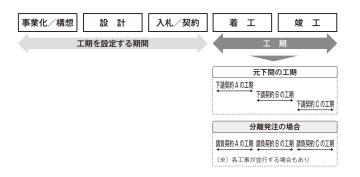
(略)

二 第十五条第二項若しくは第三項、同条第一項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の八第一項、第二項若しくは第四項 又は同法第十九条の五、第二十六条第一項から第三項まで、第二十六 条の二若しくは第二十六条の三第六項の規定に違反したこと。

(5) 適用範囲

建設業法が、建設工事の全ての請負契約を対象にしていることを踏ま え、本基準の適用範囲は、公共工事・民間工事を問わず、発注者及び受 注者(下請人を含む)、及び民間発注工事の大きな割合を占める住宅・ 不動産、鉄道、電力、ガスを含む、あらゆる建設工事が対象である。

また、「工期」とは、建設工事の着工から竣工までの期間を指す。



なお、施工段階より前段階の、事業化/構想、設計、資機材の調達等の計画・進捗・品質が工期に影響を与えるため、円滑な進捗や完成度の高い成果物の作成等に努め、工期にしわ寄せが生じないようにしなくてはならない。また、事業化/構想段階、設計段階において工程や工期を検討する場合は、施工段階における適正な工期の確保に配慮することが重要である。

そのため、事業化/構想段階、設計段階など工期を検討する段階で、 適正に工期を設定するための知見や生産性向上のノウハウを盛り込むた めに、工事の特性等に合わせて、施工段階の前段階から受注者が関与す ることも有用である。また、施工段階において、設備工事等の各工事を 分離して発注・契約する場合においても、本基準を用いて、適正な工期 を設定する必要がある。

<用語の定義>

エ 期:建設工事の着工から竣工までの期間

発 注 者:建設工事(他の者から請け負ったものを除く)の注文者をいう

受 注 者:発注者から直接工事を請け負った請負人をいう 元請負人:下請契約における注文者で、建設業者であるもの

下請負人:下請契約における請負人

下請契約:建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負 契約

(6) 工期設定における受発注者の責務

工期は、一般的に、公共工事では発注者が設定し、入札に付される。 他方、民間工事では、受注(候補)者の提案等に基づいて発注者が設定 する場合、受注者が発注者の希望に基づき提案し受発注者双方が合意の うえで設定する場合、施工段階より前に受注(候補)者が参画しつつ受 発注者双方が合意のうえで設定する場合等、様々な場合がある。

なお、公共工事、民間工事を問わず、建設工事の請負契約を締結する に当たっては、適正な工期を設定できるよう、契約の当事者が対等な立 場で、それぞれの責務を果たす必要がある。

<一般的な工期の設定者>

○公共丁事:

- 発注者が工期を決定。
 - (※)公示段階で仕様の前提となる条件が不確定な場合(技術提案によって仕様の前提となる条件が変わる場合を含む。)には、発注者、優先交渉権者(施工者)及び設計者の三者がパートナーシップを組み、発注者が柱となり、三者が有する情報・知識・経験を融合させながら、設計を進めていく場合がある。

(『国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン (国土交通省大臣官房地方課、技術調査課、官庁営繕部(令和2年1月))』 における、技術協力・施工タイプなど。)

○民間工事:

- 発注者が経験則から想定したり、設計者の協力を踏まえつつ工期を 概算する等、受注者に発注者の希望を伝達。その後、受注者から提 案を受けて、受発注者の双方合意のうえで工期を決定。
- 受注者が施工段階より前に関与して、受発注者の双方合意のうえで、 工期を決定する場合もある。

<工期設定における発注者の果たすべき責務>

- 発注者は、受注者の長時間労働の是正や建設業の担い手一人ひとり の週休2日の確保など、建設業への時間外労働の上限規制の適用に 向けた環境整備に対し協力する。
- 作成された設計図書の完成度が十分でない場合、設計変更に伴う遅延やそれを補完する業務が施工段階で発生するおそれがあるため、設計図書未決定事項の解消や意匠・構造・設備の整合性をとることで完成度を高めるように努める。
- 発注者において適正な工期設定に関する知見を有する者(エンジニ ア等)が工期算定の職務に従事している場合は、工期設定の検討段 階でその知見を十分に活用・反映させる必要がある。
- 受注者が関与することなく発注者(設計者を含む)が工期を設定する場合、第2章(10)その他にある日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」や国土交通省の「工期設定支援システム」等を適宜参考にしつつ、適正な工期が確保できるよう努める。
- 大規模な工事についての可能な範囲での見通しの公表や、工事時期の集中期間の回避などにより、受注者からの情報も参考としつつ、 施工時期の平準化に資する取組を推進するよう努める。
- 各工程に遅れを生じさせるような事象等について受注者から報告を 受けた場合、受注者と共に工程の遅れの原因を明らかにし、その原 因が発注者の責に帰すべきもの、受注者の責に帰すべきもの、不可 抗力のように受発注者の責に帰すことができないものであるかを特 定したうえで、受発注者間で協議して必要に応じて契約変更を行う。
- 発注者(設計者を含む)は設計図書等に基づいて設計意図を伝達するとともに、施工条件が不明瞭という通知を受注者から受けた場合は、施工条件を明らかにする。
- 生産性向上は工期の短縮や省人化等のメリットが受発注者双方にあることも踏まえ、建設工事における生産性向上に向けた取組が進められるよう、受注者に協力するよう努める。
- 【公共工事】公共工事においては、通常、入札公告等において当初の工期が示されることから、発注者には、本基準に沿って適正な工期を設定することが求められる。また、長時間労働の是正等の観点

からも、公共工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正 に確保されるよう適正な工期の設定を行うなど、上記(3)(ii) にあるとおり、公共工事品質確保法第7条等や入札契約適正化法第 18条に基づく発注者の責務等を遵守する必要がある。

- 【公共工事】公共工事においては、公共工事品質確保法第3条第5項に基づき、地盤の状況に関する情報その他の工事及び調査等に必要な情報を的確に把握し、より適切な技術等を活用することにより、公共工事の品質を確保することが求められる。
- 【民間工事】工事の内容によっては、設計図書等において施工条件 等をできるだけ明確にすることが求められる。
- ・ 【民間工事】特に建築工事において、発注者・工事監理者・受注者 の三者が合意形成ルールを早期に明確化したうえで、工事工程と連 動したもの決め(施工図・製作図・仕様の決定)、工程表の円滑な 運用を心掛ける。
- ・ 【民間工事】設計図書等の施工計画及び工期の設定や請負代金の額に影響を及ぼす事象について、請負契約を締結するまでに、必要な情報を受注(候補)者に提供し、必要に応じ、工事に係る費用及び工期についての希望を受注(候補)者に伝達したうえで、これらの見積りを受注(候補)者に依頼する。そして、請負契約の締結の際、本基準を踏まえ、受注者と協議・合意し、適正な工期を設定する。

<建設業法>

- 第二十条の二 建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときには、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならない。
- ・ 【民間工事】災害や不可抗力等により、引渡日の変更があり得ることを売買・賃貸借契約時に当該目的物を利用する者等に説明する。 適正な工期が設定されている中で、災害や不可抗力等により現実に 工程の遅延が生じ、建設労働者の違法な長時間労働を前提とする工程を設定しなければ遅れを取り戻すことが不可能な場合、当該目的物を利用する者等に引渡日の変更について理解を求める。

<工期設定において受注者の果たすべき責務>

- 受注者は、建設工事に従事する者が長時間労働や週休2日の確保が 難しいような工事を行うことを前提とする、著しく短い工期となる ことのないよう、受発注者間及び元下間で、適正な工期で請負契約 を締結する。
- 受注者は、施工条件が不明瞭な場合は、発注者へその旨を通知し、 施工条件を明らかにするよう求める。各工程に遅れを生じさせるよ うな事象等が生じた場合は、速やかに発注者に報告し、工程の遅れ の原因を分析し、その原因が発注者の責に帰すべきもの、受注者の 責に帰すべきもの、不可抗力であるかを特定したうえで、受発注者 間で協議して、必要に応じて契約変更等を行う。
- 受発注者間の工期設定がそれ以降の下請契約に係る工期設定の前提となることを十分に認識し、適正な工期での請負契約の締結や、変更理由とその影響を明らかにした工期変更、下請契約に係る工期の適正化、特に前工程の遅れによる後工程へのしわ寄せの防止に関する取組等を行う。
- 下請契約の締結に際して、材料の色や品番、図面などの未決定事項がある場合、元請負人は発注者(設計者を含む)に現場施工に支障を来さない期限での仕様決定を求めつつ、下請負人にそうした状況を伝えるとともに、決定の遅れによる工程遅延が生じた場合の遅延した期間とそれに伴う掛かり増し経費について、下請契約へ適切に

反映するとともに、遅延の原因が発注者(設計者を含む)である場合は、受発注者間で協議を行い、発生した費用を求める。

• 適正な品質や工程を確保するために合理的な技術提案を積極的に行い、より一層の生産性向上に向けた取組を推進する。特に民間工事においては、その取組によって生じるコストの増減等のメリット・デメリットについて発注者に対して適切に説明する。

(生産性向上のための施策例)

・ハード技術の活用 (現場打ちの時間省略に資するプレキャスト製品等)

・各種 I C T (情報通信技術) の活用 (情報伝達・図面閲覧・検査 等)

- ・設計・施工プロセスの最適マネジメント (工事の特性等に合わせたフロントローディングの実施等)
- 技能者の技能向上
- ・ 【公共工事】公共工事においては、公共工事品質確保法第8条等に基づき、受注者・下請負人双方を含む公共工事等を実施する者は、下請契約を締結するときは、下請負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間等の条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期を定める下請契約を締結しなければならない。
- 【民間工事】特に建築工事において、発注者・工事監理者・受注者 の三者が合意形成ルールを早期に明確化したうえで、工事工程と連 動したもの決め(施工図・製作図・仕様の決定)、工程表の円滑な 運用を小掛ける。
- 【民間工事】請負契約の締結の際、本基準を踏まえつつ工期を検討 し、当該工期の考え方等を発注者に対して適切に説明し、受発注者 双方の協議・合意のうえで、適正な工期を設定する。
- 【民間工事】受注者(下請負人を含む)は建設工事の適正な工期の 見積りの提出に努め、その工期によっては建設工事の適正な施工が 通常見込まれない請負契約の締結(「工期のダンビング」)は行わな い。
 - (※)建設業法の趣旨を踏まえ、工事の工程ごとに工期の見積りをするように 努めなければならない。なお、工事ごとに、工期の見積りの仕方(必要 日数の算出方法等)が異なることを踏まえつつ、必要に応じて、適正な 工期が確保できているか受発注者で見積り内容を確認し、その内容について合意しなくてはならない。

<建設業法>

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事 内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳を 並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにし て、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

• 【民間工事】受発注者が互いに協力して施工時期の平準化に資する 取組を推進するために、各々の工事における施工時期を繁忙期から ずらすことで安定した工程や労働力の確保、均質な品質管理体制の 構築、コスト減などが見込まれる場合は、発注者にその旨を提示す る。

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

建設工事は、工期の厳守を求められる一方で、天候不順や地震・台風などの自然災害のほか、建設工事に従事する者の休日の確保、現場の状況、関係者との調整等、工期に影響を与える様々な要素があり、工期設定においては以下の事項を考慮して適正な工期を設定する必要がある。

(1) 自然要因

工期の設定・見積りに当たっては、以下の事項を考慮する。

降雨日・降雪日(雨休率の設定等)

【参考】国土交通省発注の土木工事においては、施工に必要な実日数に 雨休率を乗じた日数を「降雨日」として設定。なお、雨休率について は、地域ごとの数値のほか、0.7を用いることも可。

- 河川の出水期における作業制限
- 寒冷・多雪地域における冬期休止期間 (冬期における施工の困難性、及びそれに伴う夏期への工事の集中・輻輳(特に北海道等への配慮))
 - (※)上記及びその他の気象、海象などを含む自然要因については、必要に応じて、受発注者間及び元下間で協議して工期に反映する。

等

(2)休日・法定外労働時間

建設業をより魅力的な産業とするため、また、令和6年4月より改正 労働基準法の時間外労働の罰則付き上限規制が建設業にも適用されることも踏まえ、建設業の働き方改革を推進する必要がある。

• 法定外労働時間

労働基準法における法定労働時間は、1日につき8時間、1週間につき40時間であること、また改正法施行の令和6年4月に適用される時間外労働の上限規制は、臨時的な特別の事情がある場合として労使が合意した場合であっても、上回ることの出来ない上限であることに考慮する必要がある。また、時間外労働の上限規制の対象となる労働時間の把握に関しては、工事現場における直接作業や現場監督に要する時間のみならず、書類の作成に係る時間等も含まれるほか、厚生労働省が策定した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を踏まえた対応が求められることにも考慮しなければならない。

・ 调休2日の確保

建設工事の目的物は、道路、堤防、ダム、鉄道、住宅、オフィスビルなど多岐にわたり、工事の進め方は、オフィスや鉄道など、土日の作業が望ましい工事があるように、工事内容によって千差万別である。

国全体として週休2日が推進される中、建設業では長らく週休1日(4週4休)の状態が続いていたが建設現場の将来を担う若者をはじめ、建設業に携わる全ての人にとって建設業をより魅力的なものとしていくためには、他産業と同じように、建設業の担い手一人ひとりが週休2日(4週8休)を確保できるようにしていくことが重要である。日曜のみ休みという状態が続いてきた建設業において、週休2日(4週8休)をすべての建設現場に定着させていくためには、建設業界が一丸となり、意識改革から始めなければならない。現在多くの建設業団体が行っている4週8閉所の取組は、こうした意識改革、価値観を

転換していくための有効な手段の一つであると考えられる。また、維持工事やトンネル工事、災害からの復興工事対応など、工事の特性・ 状況によっては、交代勤務制による建設業の担い手一人ひとりの週休 2日(4週8休)の確保が有効な手段の一つとなると考えられる。

ただし、年末年始やゴールデンウィーク、夏休み等の交通集中期間における工事規制の制約、山間部や遠方地といった地域特性、交通・旅客に対する安全配慮、災害復旧等の緊急時対応を求められる工事等においては、必ずしも4週8閉所等が適当とは限らない工事が存在することに留意しなければならない。

なお、建設業における週休2日の確保に当たっては、日給月給制の 技能労働者等の処遇水準の確保に十分留意し、労務費その他の必要経 費に係る見直し等の効果が確実に行き渡るよう、適切な賃金水準の確 保等を図ることが必要である。

<働き方改革実行計画 抜粋>

(時間外労働の上限規制)

週40時間を超えて労働可能となる時間外労働の限度を、原則として、月45時間、かつ、年360時間とし、違反には以下の特例の場合を除いて罰則を課す。特例として、臨時的な特別の事情がある場合として、労使が合意して労使協定を結ぶ場合においても、上回ることができない時間外労働時間を年720時間(=月平均60時間)とする。かつ、年720時間以内において、一時的に事務量が増加する場合について、最低限、上回ることのできない上限を設ける。

この上限について、①2か月、3か月、4か月、5か月、6か月の平均で、いずれにおいても、休日労働を含んで、80時間以内を満たさなければならないとする。②単月では、休日労働を含んで100時間未満を満たさなければならないとする。③加えて、時間外労働の限度の原則は、月45時間、かつ、年360時間であることに鑑み、これを上回る特例の適用は、年半分を上回らないよう、年6回を上限とする。

他方、労使が上限値までの協定締結を回避する努力が求められる点で 合意したことに鑑み、さらに可能な限り労働時間の延長を短くするため、 新たに労働基準法に指針を定める規定を設けることとし、行政官庁は、 当該指針に関し、使用者及び労働組合等に対し、必要な助言・指導を行 えるようにする。

建設事業については、限度基準告示の適用除外とされている。これに対し、今回は、罰則付きの時間外労働規制の適用除外とせず、改正法の一般則の施行期日の5年後に、罰則付き上限規制の一般則を適用する(ただし、復旧・復興の場合については、単月で100時間未満、2か月ないし6か月の平均で80時間以内の条件は適用しない)。併せて、将来的には一般則の適用を目指す旨の規定を設けることとする。5年後の施行に向けて、発注者の理解と協力も得ながら、労働時間の段階的な短縮に向けた取組を強力に推進する。

<参考>

(一社) 日本建設業連合会における取組 (例)

- ○時間外労働の段階的な削減や週休2日の確保を実現するためには、発注者や国民の理解を得るための自助努力が不可欠であることから、工期の延伸をできる限り抑制するための生産性向上に向けた指針として、2020年までの5年間を対象期間とする「生産性向上推進要網」を策定し、フォローアップの実施、優良事例集の作成などを通じて各企業の取組を積極的に支援している。
- ○「時間外労働の適正化に向けた自主規制の試行」(平成29年9月)として、改正法施行後3年目までは年間960時間以内、4・5年目は年

間840時間以内を目指すなど、猶予期間後の上限規制(年間720時間)の適用に先んじて時間外労働を段階的に削減するとしている。

○「週休二日実現行動計画」(平成29年12月)を策定し、原則として全ての工事現場を対象として、平成31年度末までに4週6 閉所以上、平成33年度末までに4週8 閉所の実現を目指すとともに、「統一土曜閉所運動」として、平成30年度は毎月第2土曜日、平成31年度からは毎月第2・4土曜日の現場閉所を促すこととしている。

(一社) 全国建設業協会における取組 (例)

○働き方改革行動憲章を具体的に推進するため『休日 月1+ (ツキイチプラス)』運動を実施し、会員各企業において、平成30年度以降、建設業への長時間労働の罰則規定の適用を待つことなく4週8休を確保することを最終目標に掲げている。平成29年度に休日が確保された実績に対し、現場休工や業務のやり繰りにより従業員へ休日を付与し、毎月プラス1日の休日確保を目標とする。なお、最終目標とする4週8休が確保された各企業においては、自ら「4週8休実現企業」として宣言することとしている。ただし、災害復旧・除雪等の緊急現場を除く。

休日確保に向けた民間発注者の取組 (例)

○一部の民間工事においては、建設工事に従事する者の休日の確保に向け、発注者として、4週8休を想定した必要日数の算定をはじめ、月1三連休の実施、受注者の自由提案に基づく工期の設定などの取組を実施。

※年始や GW、夏休み等の交通集中期間において工事規制が生じる道路工事や、山間部や遠方地で作業を実施する電力工事、異常時対応、緊急工事や駅構内工事における旅客への安全配慮が必要な鉄道工事など、必ずしも 4 週 8 閉所等が適当とは限らない工事が存在することに留意。

(3) イベント

工期の設定・見積りに当たっては、以下の事項により、通常に比して 長い工期を設定する必要が生じる場合があることを考慮した工期を設定 する。

- 年末年始、夏季休暇、ゴールデンウィーク、地元の催事等に合わせた特別休暇・不稼働日
- 駅伝やお祭り等、交通規制が行われる時期
- 農業用水等の落水時期(月・日)
- 海、河川魚類等の産卵時期・期間
- 猛禽類や絶滅危惧種など生息動植物への配慮
- 夜間作業を伴う工事における騒音規制等への対応と労務確保

(4)制約条件

工期の設定・見積りに当たっては、以下の敷地条件に伴う制約等が生じることを考慮した工期を設定する。

- 鉄道近接、航空制限などの立地に係る制約条件
- 車両の山積制限や搬出入時間の制限
- 道路の荷重制限
- スクールゾーンにおける搬入出時間の制限
- 搬入路・搬入口・搬入時間の制限によって、工程・工期の見直しが 必要となる場合に要する時間
- 周辺への振動、騒音、粉塵、臭気、工事車両の通行量等に配慮した 作業や搬出入時間の制限

- (例) オフィス街での作業抑制、住宅地域での夜間作業制約、工事 敷地におけるタワークレーンの稼働範囲及び稼働時間の制限
- 荷揚げ設備による制約(クレーン、エレベーター、リフト、構台等)

(5)契約方式

工期の設定・見積りに当たっては、契約方式によって、受注者の工期 設定への関与、工期・工程の管理方法等が異なることを考慮する。

• 設計段階における受注者(建設業者)の工期設定への関与

設計・施工一括方式など、契約方式によっては、受注(候補)者が 施工段階より前に工期設定に関与する場合があり、この場合は、受注 者の知見を設計図書等に反映し、受発注者双方の協議・合意のうえで、 施工段階の適正な工期を確保していくことが重要である。

他方、受注者が設計段階で工期設定に関与しない場合には、建設工事の請負契約の締結に際して、受発注者双方の協議・合意のうえで、 工期を決定しなければならない。なお、協議によって、発注者が指定・ 希望する工期よりも工期が長くなると判断される場合には、その結果 を契約条件に反映しなければならない。

• 分離発注

建設工事は、発注者が元請負人に工事を一括で発注し、元請負人が 工事の内容に応じて下請負人と専門工事の請負契約を行い、下請工事 を含む工事全体の施工管理を行う場合が多いが、発注者が、工事種別 ごとに専門工事業者に分離して発注する、いわゆる分離発注が行われ る場合もある。その場合には発注者が、分離発注した個々の工事の調 整を行い、適正な工期を設定するとともに、工事の進捗に応じて個々 の工事間の調整を行い、前工程の遅れによる後工程へのしわ寄せの防 止などの取組を行う必要がある。

公共工事における設備工事等の分離発注については、入札契約適正 化指針において、発注者の意向が直接反映され施工の責任や工事に係るコストの明確化が図られる等当該分離発注が合理的と認められる場合において、工事の性質又は種別、発注者の体制、全体の工事のコスト等を考慮し、専門工事業者の育成に資することも踏まえつつ、その活用に努めることとされている。また、建築における設備工事が分離されている場合など、分離発注により、施工上密接に関連する複数の工事がある場合においては、公共工事標準請負契約約款第2条や民間建設工事標準請負契約約款(甲)第3条において、工期の遅れ等により他の工事に影響が及ぶなど、必要があるときは、発注者は、双方の工事の施工につき調整を行い、受注者は、発注者の調整に従い、他の工事の円滑な施工に協力しなければならないこととされている。

(6)関係者との調整

箬

工事に着手する前に関係者との調整を完了させることが望ましいが、 やむを得ず着工と同時並行的に進める場合には、以下の事項を考慮した 工期を設定する。

- 施工前に必要な計画の地元説明会のほか、工事中における地元住民 や地元団体(漁業組合など)からの理解を得るために要する期間
- 電力・ガス事業者などの占用企業者等との協議調整に要する時間
- 農業用水に影響が及ぶ場合、施設管理者等との協議に要する時間
- 関係者との調整が未完了の場合(例:用地未買収のまま工事を発注する等)、協議内容や完了予定時期等についての特記仕様書等の記載
- 設計図の精度(齟齬)や図渡し時期の遅れによる工期の調整期間

• 発注者のテナントの要望による着工後の設計変更(予想される箇所の図面の未決定、図面承認後の変更)に伴う工期変更

筡

(7) 行政への申請

建設工事においては、行政に対して種々の申請が必要となるため、工期を見積り・設定するに当たってはそれらの申請に要する時間を考慮しなくてはならない。やむを得ず着工と同時並行的に進める場合には、以下の事項を考慮した工期を設定する。

- 新技術や特許工法を指定する場合、その許可がおりるまでに要する 時間
- 一定の重量・寸法(一般的制限値)を超える車両が道路を通行する場合、トラック事業者は道路管理者に特車通行許可を受ける必要があるため、許可がおりるまでに要する時間
- 交通管理者(警察)との道路工事等協議、道路使用許可申請、河川管理者への河川管理者以外の者の施工する工事等の申請、土地の掘削等の申請、自治体への特定建設作業実施届や特定施設設置届等、労働基準監督署への建設工事届等、消防への危険物仮貯蔵届等、港湾管理者や海岸管理者等への水域利用に関する許認可等の申請、環境省への自然公園法に関する許認可等の申請、林野庁への国有林野使用許可や保安林解除等の申請、文化庁への文化財保護に関する許認可等の申請に要する時間
- 河川管理者への申請等に伴い、絶滅危惧種などに関する保全計画書 を求められる場合、提示に要する時間
- 建築確認や開発許可がおりるまでに要する時間

等

(8) 労働・安全衛生

建設工事に当たっては、労働安全衛生法等関係法令を遵守し、労働者の安全を確保するための十分な工期を設定することで、施工の安全性を確保するとともに、社会保険の法定福利費や安全衛生経費を確保することが必要であり、契約締結に当たっては、安全及び健康の確保に必要な期間やこれらの経費が適切に確保されることが必要である。

労働者が現場で安心して働けるようにするとともに、質の高い建設 サービスを提供していくためには、技能者一人ひとりに対するそれぞれ の技能に応じた適切な処遇を通じ、すべての技能者がやりがいをもって 施工できるようにしていくことが重要である。

そのため、公共工事設計労務単価の上昇を現場の技能労働者の賃金水準の上昇という好循環に繋げるとともに、技能と経験を「見える化」する建設キャリアアップシステムの活用、社会保険や建設業退職金共済への加入を促進することにより、技能労働者の処遇改善を図っていくことが必要である。

(9) 工期変更

請負契約の締結に当たっては、受発注者双方で協議を行い、工期の設定理由を含め契約内容を十分に確認したうえで適正な工期を設定するとともに、契約後に工期変更が生じないよう、下請工事を含め、工事全体の進捗管理を適切に行うなど、工事の全体調整を適切に行うことが重要である。

しかし、確認申請の遅れ、追加工事、設計変更、工程遅延等が発生し、 当初契約時の工期では施工できない場合には、工期の延長等を含め、適 切に契約条件の変更等を受発注者間で協議して合意したうえで、施工を 進める必要がある。その際、クリティカルパス等を考慮し、追加工事や 設計変更等による工事内容の変更等を申し出ることができる期限をあらかじめ受発注者間で設定することも有効であると考えられる。設計図書と実際の現場の状態が一致しない場合や、発注者が行うべき関係者との調整等により着手時期に影響を受けた場合、天災等の不可抗力の影響を受けた場合、資材・労務の需給環境の変化その他の事由により作業不能日数が想定外に増加した場合など、予定された工期で工事を完了することが困難と認められるときには、受発注者双方の協議のうえで、必要に応じて、適切に工期延長を含めた変更契約を締結する。なお、工期変更の理由としては、発注者の責に帰すべきもの、受注者の責に帰すべきもの、不可抗力のように受発注者の責に帰すことができないものがあり、双方対等な立場で変更理由を明らかにしつつ受発注者で協議する必要がある。

工期が延長となる場合や、工程遅延等が生じたにも関わらず工期延長ができず、後工程の作業が短期間での実施を余儀なくされる等の場合には、受発注者間で協議を行ったうえで、必要に応じて、必要となる請負代金の額(リース料の延長費用、短期間施工に伴う人件費や施工機械の損料等の掛かり増し経費等)の変更等、変更契約を適切に締結しなければならない。また、受発注者間で契約条件の変更等をした場合には、その結果を適切に元下間の契約に反映させなければならない。

(10) その他

(1)~(9) に挙げる要素の他に、以下の事項を考慮して工期を設定する。

- 他の工事の開始/終了時期により、当該工事の施工時期や全体工期 等に影響が生じうる場合は、それらを考慮して工期を設定する。
- 施工時期や施工時間、施工方法等の制限がある場合は、それらを考慮して工期を設定する。
 - (例) 平日の通行量が多い時間帯を避ける必要のある道路補修工事 や、ダイヤの多い日中を避ける必要のある鉄道線路工事
- 新築工事においては、受電の時期及び設備の総合試運転調整に必要 な期間を考慮し、適切に概成工期を設定することが望ましい。
- 文化財包摂地である場合、文化財の調査に必要な時間について考慮する。
- 受発注者は工期を設定するに当たって、工事の内容や特性等を踏まえ、必要に応じて、日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」や国土交通省の「工期設定支援システム」、「直轄土木の適正な工期設定指針(国土交通省大臣官房技術調査課(令和2年3月))」、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方(中央官庁営繕担当課長連絡調整会議 全国営繕主管課長会議(平成30年2月))」などを適宜参考とする。なお、これらのプログラムやシステム等は適宜更新されることを踏まえ、最新のものを参考とする。
- 公共工事においては発注者が発注時に参考資料として概略工程表を 提示し、受注者と工期の設定の考え方を共有する取組が行われているところであり、公共工事、民間工事を問わず、このような工程管理に資する取組にも留意する。
- 各工種の工程の遅れが全体の工期の遅れにつながらないよう、受発 注者が常に工程管理のクリティカルパスを認識し、クリティカルパ ス上の作業の進捗を促進するよう適切に進捗管理を行う必要がある。

等

第3章 工程別に考慮すべき事項

工期は大きく分けて、準備・施工・後片付けの3段階に分けられる。 当初契約の締結時や工期の変更に伴う契約変更における工期設定に当 たっては、準備段階では資材調達・人材確保等に要する時間、施工段階 では工程ごとの特徴や工程ごとの進捗管理等、後片付けでは原形復旧や 清掃に必要な時間等を考慮して適正な工期を設定する必要がある。

なお、工事によって内容やその工程は多様であり、以下に列挙する事項が必ずしも全ての工事において考慮すべき事項に該当するとは限らないため、個々の工事の工程や性質に応じて適切に考慮されたい。

(1) 準備

(i)資機材調達·人材確保

資機材の流通状況を踏まえ、必要に応じて、資材の調達に要する時間 (例:コンクリートの試験練りに要する期間、盛土・埋戻材やその他資 材の承認を得るために行う各種試験の条件整理・準備・実施・承認に要 する期間)や性質(例:コンクリートは、日平均気温によって養生期間 が異なる)も考慮した工期を設定する。

なお、資材が発注仕様を満たさない場合や機材調達に制約が生じる場合は工事遅延の要因となる(例:大型クレーン等の特殊機械は、一般に使用期間を変更することが困難であるため、特殊機械の使用期間の変更を極力避ける必要がある)ので、資機材業者と綿密に調整を行うことが必要となる。

<建設資材の調達に時間を要する例>

○高力ボルトについて

平成30年8月以降、建設業関係者等から高力ボルトひっ迫の声があり、同年11月に『第1回高力ボルトの需給動向等に関するアンケート調査』を実施、結果公表。3回にわたる調査の結果、高力ボルトの需給ひっ迫の要因は、実需の増加ではなく、市場の混乱に基づく仮需要の一時的な増加によるものと推定し、需給の安定化に向けた取り組みを実施。平成31年3月の調査では、高力ボルトの納期は6.0~7.8ヵ月となっており、高力ボルトの調達には平時より大幅に長い時間を要した。

また、職種・地域によっては特定の人材が不足する場合があることに 考慮し、必要に応じて、人材の確保に要する時間を考慮した工期を設定 するとともに、地域外からの労働者確保に係る経費について、元下間で 協議する。

<参考>

地震や豪雨災害等の被災地をはじめとする一部の地域においては、交 通誘導員の逼迫等に伴い、その確保が困難となり、円滑な施工に支障を 来たしているとの事態も見受けらる。交通誘導員を必要とする工事では、 交通誘導員を確保するために要する時間を考慮する。

交通誘導員の円滑な確保について(総行行第131号 国土入企第2号 平成29年6月8日)(抄)

1. 交通誘導に係る費用の適切な積算

交通誘導員を含め地域外から労働者を確保する場合や市場価格の高騰が予想される場合等において、これに伴う費用の増加への対応については、「公共工事の迅速かつ円滑な施工確保について」(平成25年3月8日付総行行第43号・国土入企第34号)において通知した「平成24年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行について」(平成

25年2月6日付国技建第7号)を参考にするとともに、交通誘導員の 労務費についても、標準積算と市場価格との間に乖離が想定される場合 には、必要に応じて見積を活用するなど適切な対応を図ること。

2. 適切な工期設定や施工時期等の平準化

工期の設定についても、工事の性格、地域の実情、自然条件、労働者の休日等による不稼働日等を踏まえ、工事施工に必要な日数を確保するよう要請してきたところ、これを徹底するとともに、交通誘導員の確保が困難といった事由等がある場合は、受注者からの工期延長の請求に関して適切な対応を図ること。

3. 関係者間による交通誘導員対策協議会の設置等

交通誘導員の確保対策については、地域ごとに交通誘導員の需給状況 や配置要件等が異なっており、地域の実情に応じた検討がなされる必要 があるところ、建設工事の受発注者や建設業関係団体のみでなく、警備 業者やその関係団体、警察当局等とも連携して対応することが効果的で ある。

このため、必要に応じ、都道府県単位で関係者協議会を設置すること 等により、(1)により交通誘導員の確保に関する対応策等について検 討を行い、適切に共通仕様書等への反映を図ること。

また、現行の警備業法 (昭和 47 年法律第 117 号) 等の解釈については、 (2) を参照されたい。

- (1)協議会等で想定される検討内容の例
 - ○交通誘導員の需給状況の認識共有
 - ・今後の発注見通しを踏まえた、地域ごとの過不足状況に関するき め細かな把握
 - ○交通誘導員の不足が顕在化又は懸念される場合の対策
 - ・受注者がいわゆる自家警備を行う場合の条件整理
 - ・受発注者が交通誘導員や工事用信号機等の保安施設の配置計 画を検討する際に留意すべき情報の共有
- (2) 警備業法上、警備業者が指定路線¹における交通誘導警備業務を行う場合は、交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格警備員を、交通誘導警備業務を行う場所ごとに1人以上配置する必要がある一方、指定外路線の場合は警備業者の警備員であれば足りる。

また、指定・指定外の路線を問わず、元請建設企業の社員によるいわゆる自家警備は可能である。

なお、警備業法上、同一の施工現場であっても、それぞれの交通誘導警備員の雇用主である警備会社ごとに区域等で分担することにより、警備業務に係る指揮命令系統の独立性が確保された適正な請負業務であれば、複数の警備会社に請け負わせていても差し支えない。

交通誘導員の円滑な確保について(補足)(事務連絡 平成29年9月 22日)(抄)

1. 本通知の趣旨について

本通知は、被災地等の一部地域において交通誘導員のひっ迫等に伴い その十分な確保が困難となり、公共工事の円滑な施工に支障を来たして いるとの実態も見受けられたことから、こうした状況を踏まえ、復旧工 事をはじめとする公共工事の円滑な施工を確保するために発出したもの である。

交通誘導業務を含む建設工事の安全確保については、適切に行われなければ、建設工事に従事する者のみならず、一般の歩行者や車両等の第

三者に危害を与える恐れがあることから、交通誘導員の確保対策等を検 討するに当たっては、安全の確保の重要性について十分に留意されたい。

2. 本通知3(1)について

本通知3 (1) 中、交通誘導員対策協議会等で想定される検討内容の例として「交通誘導員の需給状況の認識共有」を挙げているが、これには、本通知の「1. 交通誘導に係る費用の適切な積算」や「2. 適切な工期設定や施工時期等の平準化」等に関して、協議会等において必要な情報共有や検討を行うことも含まれるものである。

また、交通誘導員の不足が顕在化又は懸念される場合の対策の例の一つとして挙げている「受注者がいわゆる自家警備を行う場合の条件整理」については、地域の実情に応じて検討されるものではあるが、警備業者が交通誘導員不足により交通誘導警備業務を受注することができない場合であって工事の安全上支障がない場合に限るなどといった、やむを得ない場合における安全性を確保した運用を想定しているところである。

いわゆる自家警備の配置を検討する場合には、警備業者やその関係団 体、警察当局等とも連携のうえで、交通誘導業務を含む建設工事の安全 が十分に確保されるよう、現場条件や資格要件等の配置条件の整理を行 われたい。

3. 本通知3(2)について

本通知3(2)中、いわゆる自家警備について警備業法等の解釈を示した箇所については、協議会等において条件整理を検討する際、解釈に疑義が生じないよう確認的に示したものであり、2.で述べたとおり、いわゆる自家警備を奨励する趣旨のものではないことに十分留意されたい。

(ii) 資機材の管理や周辺設備

特に民間工事においては、工事に必要な資機材の保管場所や作業場所 の条件等、以下の事項を考慮して工期を設定する。

- 工事用資機材の保管及び仮置き場所として、発注者からのヤード提供がない場合や、提供されたヤードが不十分な場合、支給材料及び貸与品がある場合は、その場所の設置や物品の引き渡し等に要する期間
- 現場事務所の設置、駐車場の確保、宿泊施設の手配等に要する時間
- 資機材の搬入口や工事用道路の通行制限等による作業効率の低下、 狭隘な施工場所における割り当て人員・チームの制限
- 仮設道路・進入路の整備、敷地造成、電力設備、給排水設備、濁水 処理設備、給気設備等の整備に要する期間

(iii) その他

資機材や人員の確保、周辺設備の他に、以下の事項を考慮した工期を 設定する。

- 現地の条件を踏まえた詳細な施工計画の作成に要する時間
- 工事着手前に試掘調査、土質調査を実施し、当該調査結果を踏まえ、 工種や工事数量を決定し、設計図書を照査するため、調査及び照査 に要する時間
- 工事着手前に要する、家屋調査・家屋保証協議及び埋設物管理者との調整時間
- 設計時の条件と現地の状況が大きく異なる場合、仮設計画(搬入、 揚重計画等)の変更に要する時間
- 既存建物の解体跡地ですぐに建替えをする場合、地盤の補強等に要する時間
- 当該工事で適用される環境法令の調査に要する時間

- 任意仮設の場合や、指定仮設においても設計照査の結果、契約時の 仮設計画の変更が必要となる場合、仮設計画や施工機械(山留、基礎、桟橋等)の検討・調達に要する時間
- 事前に行う試験に要する時間(試験杭の施工・載荷試験、地耐力調査、盛立試験、試験緊張、施工の実物大モックアップ、材料試験、試験練り、工場検査等)

(2)施工

施工段階の各工程において考慮すべき事項を以下に記載する。

なお、施工中に工種が変わる際に、労働力や資機材等の確保のために 準備期間が必要になるなど、施工中の準備期間に要する時間も必要に応 じて考慮して工期を設定する。

(i)基礎工事

✓ 杭.

- 建物構造や土質だけでなく、大型工事機械の搬入出、鉄筋籠の搬入にも工法・工期が影響される
- ボーリングデータが少ない場合に想定外の支持層の変化により、杭 の長さ変更が発生し、材料の納期が間に合わないことが発生
- 想定外の土質・土壌汚染・地下水・地中障害物(設計図や土地調査 に記載されていない杭・山留・配管配線等)が発見された場合は、 調査・工法検討・見積作成・発注者承認・官庁許可申請等が必要

✓ 山留

- 建物構造や土質だけでなく、大型工事機械の搬入出、鋼材の搬入に も工法・工期が影響される
- 想定外の土質・土壌汚染・地下水・地中障害物(設計図や土地調査に記載されていない杭・山留・配管配線等)が発見された場合は、調査・工法検討・見積作成・発注者承認・官庁許可申請等が必要

✓ 根切

• 想定外の土質・土壌汚染・地下水・地中障害物(設計図や土地調査に記載されていない杭・山留・配管配線等)が発見された場合は、調査・工法検討・見積作成・発注者承認・官庁許可申請等が必要

✓ 切梁・構台

• 建物構造や土質だけでなく、大型工事機械の搬入出、鋼材の搬入に も工法・工期が影響される

✓ 掘削土の搬出

 掘削土の運搬先までの往復時間、運搬先での待機時間、運搬先の受 入れ可能時間等により、1日当たり搬出できる車両台数が限られる

(ii)土工事

土工事においては特に雨天時の影響が大きく、雨天中の作業中止期間 及び、降雨後の対策工に要する時間を適切に見込む必要がある。このほか、以下の事項を考慮して工期を設定する。

✓ 地山掘削

想定外の土質・土壌汚染・地下水・地中障害物(設計図や土地調査に記載されていない杭・山留・配管配線等)が発見された場合は、調査・工法検討・見積作成・発注者承認・官庁許可申請等が必要。
 特に埋蔵文化財や不発弾が発見された場合は、所轄官庁等による処

理が必要であり、大幅に工事が遅延

- 掘削土の運搬先までの往復時間、運搬先での待機時間、運搬先の受入れ可能時間等により、1日当たり搬出できる車両台数が限定
- 掘削土を場外搬出する場合には、一般に掘削土の土質調査等を事前 に行い、搬出先の許可が必要

✓ 盛土工事

- 盛土工事においては、盛土材料の仕様、支給材の有無、1日当たりの供給可能量、配置・調達可能な機械の仕様・台数等により、1日の施工数量に限りがあるので、適切に工程への反映が必要
- 盛土材料の粒度調整に要する時間

(iii) 躯体工事

✓ 構法

- 構法は、建物用途や規模、構造などから決定されるが、躯体工等の施工要員や製造時期等で判断する場合もあるため、鳶工、鉄筋工、型枠大工等の確保状況、生コンクリートの工場・1日当たりの運搬車両台数等も考慮する
- 躯体工不足に伴う鉄骨への変更、鉄骨製作業者の業務状況により RC 造に変更する際に要する時間

✓ 鉄骨

鉄骨材の搬入(長さ、運搬車両台数)、鉄骨発注から納入までの期間

✓ 柱・外壁

• 想定外装を海外購買した際、天候による船便の遅れや現地の労務環 境の変化による製作期間の遅れが生じる場合がある

✓ 各部材の継手の仕様

• 特に鉄筋の継手に圧接を用いる場合、熟練者の減少により、工程が 影響を受ける場合があるので留意が必要

✓ コンクリート打設計画における適切な打設ロットの設定

• 打設ロットの設定に際しては、近隣の生コンプラントの出荷能力、 一日の打設可能時間、施工ヤードの面積・形状等の考慮が必要

✓ 養生期間

• 打設する躯体の形状、部材、時期、天候、気温、養生方法によって 適切な養生期間が異なる

✓ その他

• 屋上工作物の有無、超高層や大空間といった建物の特殊性について も考慮が必要

(iv) シールド工事

✓ シールドマシンの製作時間

• 条件の整理、仕様検討等、製作開始前の事前検討に要する時間

✓ 先行作業

• セグメントの製作に先立ち、製作図の作成・承認、型枠の設計・製作、工場の承認、仮置場所の整備・確保に要する時間。特に仮置場所については、セグメントの仮置計画に従って地耐力の確認を行い、必要に応じて地盤改良等の対策を行うために要する時間

✓ 組立

• 大口径シールド工事においては、シールド機組立に際して、大型クレーンを長期間確保するために要する時間

(v)設備工事

- ✓ 階高・天井高さに応じた足場計画
- ✓ 総合図をはじめとする他工事との調整・合意期間
- ✓ 前工事との関係による設備工事着手可能日
- ✓ 受電日以降の設備の総合試運転調整に必要な期間

(vi)機器製作期間・搬入時期

- 特に大型機器の製作や搬入に要する時間
 - (例) 発電機のオイルタンクは建設工事の外構工事に組み込まない と工程のしわ寄せにつながる

(vii) 仕上工事

✓ 外部仕上

- 接着剤安定のための、いわゆる「平面目あらし」
- 季節ごとの気象条件を加味する必要
- 当初設定仕様(色、部材)の未確定又は着手後の変更

✓ 内部仕上

- 外部設置器具を除く設備工事(壁内配管、配線等)等の未完全終了
- 内部であっても季節ごとの気象状況を加味する必要
- 当初設定仕様(色・部材)等の未決定又は着手後変更

✓ 部屋数・階数・用途

- 部屋の間取り、用途の未決定又は変更
- 内装備品等の未決定

✓ 検査・内覧会日数

- ✓ 階高・天井高さに応じた足場計画
- ✓ 荷揚げ設備による制約 (クレーン、エレベーター、リフト、構 台) やサッシ・建具の取り付けの遅れ

✓ 制作・準備期間

- 工場加工生産資材の発注から搬入までの期間
- 前工程から工事を引き継いだ後、仕上げ各工程に入るまでに、前工程に対する相当の養生期間(施工面の乾燥具合、清掃状況等)が必要

[タイル・れんが・ブロック工事]

前工程における養生期間(タイル下地面、モルタル張り等)を十分に確保しなければ品質に影響を及ぼすため、前工程から養生期間を含めた工期設定が必要。施工段階においては、季節や工期中の天候によっては接着力や塗料・接着剤等の乾燥に影響を与えるため、施工の中止や、塗料、接着剤等の乾燥に必要な時間が異なる

[塗装工事]

• 雨天時の湿度の影響や冬季における塗料の乾燥に要する時間

[とび・十工工事]

クレーン車等大型車両を遠方から現場に運転する際に要する時間 や、建設現場組立解体作業に要する時間

(viii) 前面及び周辺道路条件の影響

現場前面道路及び主要道路から現場までの道路条件(幅員、重量制限、通行方向、通学路、商店街、進入時間制限、通行台数制限)、前面歩道の切り下げ・補強(寒冷地ではロードヒーティング設置で切り下げ条件が異なる)、バス停、街路樹等により、工事の車両進入に制限があると、工事の作業効率が低下するので、事前現地調査、道路管理者・警察との事前協議が必要である。

(ix) その他

上記(i)~(viii)以外にも、以下の事項を考慮して工期を設定する。

- 全体の工期のしわ寄せが仕上工事や設備工事などの後工程に生じないように、特に民間工事においては、受注者が各工程で適切に進捗管理をする必要がある。また、もの決め(施工図・製作図・仕様の決定)の遅延は、労務及び工場製作の工程管理に多大な影響を及ぼすことがあるので、十分な注意が必要である。なお、工程の遅れが工期全体に影響を与える場合には、その原因を明らかにしつつ、第2章(9)工期変更に基づいて対応が必要
- 建設発生土の処理や運搬に要する時間、建設発生土受入地の要件に 対する試験を行う期間、及び建設発生土受入地の受入可能時間
- 建設副産物の現場内再利用及び減量化に要する時間や、建設廃棄物 等の処理等に要する時間
- アスベスト対応(届出・前処理・除去作業・事後処理)に要する時間
- 解体工事・改修工事等においては、対象建物が使用されているため 事前調査が不十分な場合があり、その追加調査・申請等の期間が必 要となる可能性あり
- 本工事着手前に要する周辺家屋の事前調査の時間、及び本工事完了 後に要する周辺家屋の事後調査の時間
- ケーソン工事における刃口下地耐力試験に要する期間
- ダム工事における試験湛水期間

(3)後片付け

施工終了後においても、以下に記載する作業が生じることを考慮し、 工期を設定する。

【参考】国土交通省発注の土木工事においては、20日間を最低限必要な 「後片付け期間」とし、工事規模や地域の状況に応じて期間を設定。

(i) 完了検査

完了検査(自主・消防・官公庁・建築確認審査機関・発注者・当該目 的物を利用する者等)に要する時間の確保が必須である。特に、建物の 規模や季節(年末年始)により、第三者検査は、相当の期間を見込んで おかなければならない。

(ii) 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間

工事完了後、竣工検査・引き渡し前の後片付け、清掃は、受注者(施工者)の責務で、指摘事項の是正・手直し等も含め相当の期間が必要である。また、施工後の初期点検等に要する時間も考慮する。

(iii) 原形復旧条件

特に施工ヤードに農地や宅地等第三者の所有する土地を借地した場合は、埋戻し・敷均し・復旧に加え、原形復旧までの期間を要する点に考慮する(※)。また、工事施工に支障となる埋設物、架空線の切り回しを行った場合には、復旧が必要となるので、相当期間を考慮するほか、施工に際して既設道路を仮復旧とした場合には、竣工前に本復旧範囲を道路管理者に確認したうえで、本復旧の施工を行う期間を考慮する。

(※)施工と並行して実施する場合もある。

【参考】国土交通省直轄工事における準備・後片付け期間について 準備に要する期間は、主たる工種区分毎に以下に示す準備・後片付 け期間を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況に応じて設定 する。(通年維持工事は除く)

工種区分	準備期間		後片付け期間	
	従前の設定	現在の設定 (最低必要日数)	従前の設定	現在の設定 (最低必要日数)
河川工事	30~40日	40 日	15~30日	
河川・道路構造物工事	30~50日	40 日	15~30日	
海岸工事	30~40日	40 日	15~30日	
道路改良工事	30~50日	40日	15~20日	
共同溝等工事	30~70日	80日	15~20日	
トンネル工事	30~90日	80日	15~30日	
砂防・地すべり等工事	15~40日	30日	15~30日	
鋼橋架設工事	30~150日	90日	15~20日	20 日
PC 橋工事	30~90日	70日	15~20日	
橋梁保全工事	30~50日	60日	15~20日	
舗装工事(新設工事)	30~50日	50日	15~20日	
舗装工事(修繕工事)	30~40日	60日	15~20日	
道路維持工事	30~50日	50日	15~20日	
河川維持工事	30~50日	30日	15~30日	
電線共同溝工事	30~50日	90日	15~20日	

第4章 分野別に考慮すべき事項

民間発注工事の大きな割合を占める住宅・不動産、鉄道、電力、ガスの4分野については、以下の事項を考慮し、業種に応じた工事特性等を理解のうえ受発注者及び元下間において適切に協議・合意のうえ、適正な工期を設定する。

(1) 住宅・不動産分野

住宅やオフィスビルなどの不動産開発においては、工事請負契約を締結するに当たって、受注者が、発注者の希望等に配慮しつつ適正な工期を提案し、それを発注者が確認し、双方合意するのが一般的である。

マンション工事においては就学時期等の居住者の事情、商業施設の工事においてはテナントの意向など、当該目的物を利用する者等の視点が重要であり、それを基に完成時期が設定される。また、再開発工事においては、まちづくりの方針への配慮や関係者との調整が必要となる。各工事においては、その完成時期を見据えて、施工段階における適正な工期が確保できるように、事業計画段階から、契約日・工事着手の目途を設定することが必要である。

なお、災害や不可抗力等により、引渡日の変更があり得ることを売買・賃貸借契約時に当該目的物を利用する者等に説明する。適正な工期が設定されている中で、災害や不可抗力等により現実に工程の遅延が生じ、建設労働者の違法な長時間労働を前提とする工程を設定しなければ遅れを取り戻すことが不可能な場合には、当該目的物を利用する者等に引渡日の変更について理解を求める。

(i)新築工事

✓ 発注者が定める販売時期や供用開始時期

• 新築住宅:一般向けの先行販売時期

• 建替住宅:居住者の引越し希望時期(仮住まいの発生)

• 賃貸物件:新年度前の2月竣工希望が多数

(ii) 改修工事

✓ 施工不可能な日程及び時間帯等の施工条件と作業効率を考慮

(iii) 再開発事業

✓ 保留床の処分時期

✓ 既存店舗の仮移転等に伴う補償期間

(2) 鉄道分野

鉄道工事において、工期の見積り・設定するに当たっては、以下の事項を考慮する。

(i)新線建設や連続立体交差事業等の工事

✓ 新線の開業時期、都市計画事業の認可期間

(ii)線路や駅等の改良工事

✓ 列車の運行時間帯の回避

- 線路に近接した工事:列車間合での短時間施工
- 軌道や電気等の工事:深夜早朝(最終列車後)での線路閉鎖(※)・ き電停止を伴う施工
 - (※) 工事等に伴う列車進入防止のための手続。
- ✓ 列車の遅延等に伴う作業中止/中断
- ✓ 長大列車間合の設定に伴う鉄道営業への影響(列車の削減等)
- ✓ 線路閉鎖区間における軌道や電気等の複数工種の工事の輻輳
- ✓ 酷暑期における軌道作業の一部制限
- ✓ 駅構内工事における旅客への安全配慮
- ✓ 年末年始やゴールデンウィーク、夏休み等、多客期や、ダイヤ 改正日等における作業規制

(iii)線路や構造物等の保守工事

- ✓ 異常時対応や緊急工事を含めた通年対応(現場閉所の困難性)
- ✓ 日々の施工箇所の変動に伴う制約(保守間合の変動、立入や資機材搬入箇所の変動、資機材仮置の困難性等)
- ✓ 日々の施工終了後での安全確認と即供用の必要性
- ✓ 酷暑期における軌道作業の一部制限(再掲)
- ✓ 年末年始やゴールデンウィーク、夏休み等、多客期や、ダイヤ 改正日等における作業規制(再掲)

(3) 電力分野

発電設備、送電設備において、工期の見積り・設定するに当たっては、 以下の事項を考慮する。

(i)発電設備

発電設備の工事では、電気機械設備の使用開始日(発電開始日)をターゲットとして、以下の事項等を考慮のうえ、土木・建築工事も含めた全体工事の工程を設定する。

- ✓ 工事進捗に応じた各設備間の引き渡し時期
- ✓ 河川工事においては、非出水期での施工
- ✓ 環境面を配慮した施工

(ii)送電設備

送電線工事では、新規需要家の供給希望日や発電事業者の連系希望日、 並びに既設送電線の停電可能時期などから設備の使用開始日を設定し、 以下の事項等を考慮のうえ、全体工事の工程を設定する。

- ✓ 現場に応じた物資の輸送計画
- ✓ 天候による作業工程の変更要素
- ✓ 線路停止作業日程
- ✓ 鉄塔/電線での特殊作業員の確保人数

(4) ガス分野

ガス製造・供給施設の工事において、工期の見積り・設定するに当たっ ては、以下の事項を考慮する。

(i)新設工事

✓ ガス製造施設

- 機械設備の据付時期を中心とした工程の組み立て
- 冬のガス高需要期間での施工回避

✓ ガス供給施設

- 新規需要家のガス供給開始の希望時期
- 上下水、電力、通信など、他企業との管路の地下埋設時期や工程の 調整

(ii) 改修工事

✓ ガス製造施設

- 冬のガス高需要期間での施工回避
- 既存の製造設備等への配管やつなぎ込み
- LNG船受入等の基地運用上の制約条件

✓ ガス供給施設

- 道路掘削等が必要な場合の道路占用が可能な期間
- 経年導管の中長期的な入替計画

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について(別紙参照)

建設業の働き方改革や生産性向上を進めるに当たっては、自社の取組 のみならず、他社の優良事例を参考にして、様々な創意工夫を行ってい くことも必要である。

国土交通省では、平成30年度に、業界団体等の協力のもと、住宅・不動産、鉄道、電力、ガスの4分野における、『週休2日達成に向けた取組の好事例集』を作成した。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000178.html

本事例集においては、工事の種類や規模、施工条件、週休2日に向けた取組目標や取組内容(受発注者双方の取組)、取組の利点、留意すべき課題について調査しているほか、令和元年度は上記4分野についての取組を拡充するとともに、工場、病院工事における取組について新たに調査を実施した。

働き方改革や生産性向上に向けた取組として、完成済・施工中の4週6~8休/閉所工事において、受発注者双方が働き方改革・生産性向上に向けて取り組んでいる、働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、施工上の工夫、ICTツールの活用等について、他の工事現場の参考となるものを別紙に優良事例として整理したので、こうした取組を参考にしつつ、適正な工期設定等に向けて様々な取組が行われることが期待される。なお、工事の規模・特性に照らし、必ずしも全ての工事に当てはまる訳ではないことに留意されたい。

第6章 その他

本基準は建設業法に基づく中央建設業審議会において作成・勧告されるものであり、発注者、受注者、元請負人、下請負人を問わず、本基準を踏まえて適正な工期を設定することで、建設業の担い手が働きやすい環境を作っていくことが重要である。また、締結された請負契約が、本基準等を踏まえて著しく短い工期に該当すると考えられる場合には、許可行政庁は勧告できることとされている。

新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、建設業界においては、建設 現場の「三つの密」対策等を徹底して講じていくことが必要であるが、 必要な対策によっては工期に影響を与える場合もありうることに留意し なければならない。

本章では、これらを踏まえ、本基準を運用するうえで考慮すべき事項 などをとりまとめている。

(1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応

建設業に係る法令違反行為の疑義情報を受け付ける駆け込みホットラインが各地方整備局等に設置されており、締結された請負契約が、本基準等を踏まえて著しく短い工期に該当すると考えられる場合には、発注者、受注者、元請負人、下請負人問わず、適宜相談することが可能である。

なお、著しく短い工期による請負契約を締結したと判断された場合には、許可行政庁は、建設業法第19条の6に基づき発注者に対する勧告を行うことができるほか、勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することが可能である。

(2)新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定

令和2年5月、すべての都道府県で緊急事態宣言が解除され、感染拡大の抑止と社会経済活動の維持を両立させる、新たなステージが始まった。他方、緊急事態解除宣言は、一つの通過点であり、今後の感染症拡大防止に向け、建設業界においては、引き続き「三つの密」対策等を徹底して講じていくことが必要である。

国土交通省では、「三つの密」回避やその影響を緩和するための対策の徹底のため、令和2年5月14日にガイドラインを作成・周知したところであり、建設現場では、朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩等、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業等において、他の作業員とできる限り2メートルを目安に一定の距離を保つ、入退場時間をずらす等、「三つの密」の回避や影響緩和に向けた様々な取組や工夫が実践されているところである。

- (例)・狭い場所や居室の作業では、広さ等に応じて入室人数を制限して実施
 - ・大部屋の作業においてあらかじめ工程調整等を行ってフロア別に人数を 制限
 - ・十分な広さの作業員宿舎の確保
 - ・休憩・休息スペースに設置するパーテーション

こうした施工中の工事における新型コロナ感染症の拡大防止措置等の 取組を実践するに当たっては、入室制限に伴う作業効率の低下や、作業 員の減少に伴う工期の延長、作業場や事務所の拡張・移転、消毒液の購 入、バーテーションの設置等に伴う経費増等が見込まれることから、あ らかじめ請負代金の額に必要な経費を盛り込むほか、受発注者間及び元 下間において協議を行ったうえで、必要に応じて適切な変更契約を締結 することが必要である。特に、「三つの密」回避に向けた取組の中で、 前工程で工程遅延が発生し、適正な工期を確保できなくなった場合は、 元下間で協議・合意のうえ、必要に応じて工期の延長を実施する。

また、サプライチェーンの分断等による資機材の納入遅れ、感染者又は感染疑い者の発生等による現場の閉鎖、現場必要人員の不足等により工期の遅れが生じた場合や、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言下において、特定警戒都道府県より労務調達を要する場合は、当該労務者の健康状態にかかる経過観察期間を要するため、受発注者間及び元下間において協議を行ったうえで、必要に応じて適切な工期延長等の対応をすることが必要である。

(3) 基準の見直し

今後、本基準の運用状況を注視するとともに、本基準の運用状況等を踏まえて必要がある場合は、適宜、見直し等の措置を講ずる。また、今後の長時間労働の是正に向けた取組や、i-Construction(※)などの生産性向上に向けた技術開発、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた安全衛生の取組などの状況については、本基準の見直しの際に適宜検討し、必要に応じて本基準に盛り込んでいくことが必要である。

(※)「ICTの全面的な活用(ICT土工)」等の施策を建設現場に導入することによって、建設生産システム全体の生産性向上を図り、もって魅力ある建設現場を目指す取組

4. 適正な工期設定の成功事例の紹介

大規模複合施設の適正工期の確保について

概 要

本建物は、大規模複合施設であり、部分的に 24 時間営業している建物である。また、既存棟と統合し、2つのビルを1つの建物として運営するため、電気設備を一元化して管理する計画であった。このプロジェクトに参画するにあたり、工程に様々な課題があったが、元請とサブコンが一体となり、長短工期のなか適正工期を確保した手法について報告する。

はじめに

本建物は、既存棟と新棟2つの建物から構成される大規模複合施設である。新棟の計画に当たり、既存棟側の建築設備を新棟側で一元管理し、2つのビルを1つの建物として扱う計画であった。当初は2020年1月にグランドオープンという予定であったが、施主からの要求で2019年10月引渡に工期が前倒しとなり、突貫工事となった。その中でも品質を低下させないために、電気設備の適正工期を確保するため、元請とサブコンが一体となり取り組んだ手法について報告する。

1. 工事概要

1.1 建築概要

本建物は、商業施設とホテルから構成されており、既存の商業施設と統合した建物である。

件 名:建物新築工事

所在地:

主要用途 :複合施設(商業、ホテル、駐車場)

構 造:S造(一部RC造)

1.2 設備概要

新棟

受電方式 : 3 回線 SNW 方式

特高変圧器: 4,000kVA × 3台 気中絶縁方式 契約電力 : 6,500kW (商業エリア 2,500kW)

設備容量 : 17,750kVA

既存棟

受電方式 : 2回線 SNW 方式

特高変圧器: 8,000kVA × 2台 気中絶縁方式

契約電力 : 7,500kW 設備容量 : 18,250kVA

当工事により、既存棟は、新棟側から特別高圧の分岐にて2回線

SNW 方式で供給した。

2. 適正工期の取り組み

2.1 目標日程の見える化

工期を遵守するためにはマスター工程から遅れないことが大前提となる。マスター工程の遅れが明確になるのが大きなイベントの日程がずれることである。その日程を全員が意識するためにもイベントの目標日程を設定した。電気設備では、重要機器の搬入、受電、熱源機械の送電等の大きなイベントを全体マスター工程に日付入りで反映するよう元請に申し入れた。

また、当プロジェクトでは、テナントへの電源供給としてバスダクト方式を採用した。共用通路の天井内にバスダクトが通過するため、バスダクトの先行施工が必要であった。バスダクトの工程を絵工程に日付を入れることにより、その近辺の建築工事の仕上げを優先的に施工していただいた。

元請の建築スタッフ全員がそのイベントを意識することにより、 月間工程や週間工程などの詳細工程にも自動的に反映されることに なる。そうすれば、現場最前線の作業員にまで伝わり、電気室や EPS の先行仕上げを積極的に対応していただくことができた。目 標日程を明確に『見える化』することで、工程遅延の防止に効果が あり、工程管理における意識の重要性を再認識した。

2.2 懸案事項の共有

突貫工事の工期を遵守するためには、建築設備の先行工事が必須 である。建築設備が遅延すると各所の内装仕上げが遅れたり、仮設 電気工事の撤去が遅れたり、全体工程に大きな影響がある。

そこで、建築設備の先行工事を行い、ピークシフトを行うには早期計画の実現が必要である。また、竣工間際の設計変更には素早く対応し、建築工程を停めないことが肝要となる。そのためには、元請とサブコンとが懸案事項を共有し、最新情報を把握できる状態を作り上げなければならない。

そこで、当現場では『物決めリスト』という懸案事項を共有できるリストを作成した。このような物決めリストは他現場でも活用しているであろうが、本プロジェクトで活用した物決めリストは元請、サブコンだけではなく、施主とも共有し、施主の要求事項を確認するものとしても活用した。一気通貫した資料とすることで展開の最短化を図り、懸案事項の早期計画、早期解決ができ、全員のベクトルを一つの方向に向かわせた。

2.3 機器仕様と施工の標準化

商業施設においては、テナント誘致のために、世間の流行にあわせた設備の柔軟性が求められる。新築工事では上記の条件は仕様が確定しない要因となる。ここで仕様の確定を要求することも重要であるが、発想を転換して仕様が確定していなくても製作を開始するためにはどうすればよいかを検討した。

テナントの要求をフレキシブルに実現し、どのエリアでも代用できる標準的な仕様とし、かつ後から変更の要求があった場合、その 設備を改修しやすい仕様とした。

その具体例のひとつとして、テナント分岐盤をすべて共通の形状とし、設置方法も同じ施工方法とした。容量の変更が発生した場合でも、開閉器を同じフレーム内での対応とし、改造を簡易なものとした。仕様が不確定な状態でも先行で発注することができる。

このような標準的な仕様とすることは、施工する側も繰り返し同 じ作業で進めることができ、作業時間の短縮と品質の向上に寄与し た。

おわりに

今回のプロジェクトでは、元請が全体工程における電気設備の重要性に理解を示していただいたことで、適正工期を確保することができた。

元請とサブコンが大きな目標に向けてベクトルを合わせて取り組むということは、イベントや懸案事項を共有すること重要である。そのことは、簡単なように見えるが実現するのは難しい。目標日程の見える化や物決めリストという手法を用いることにより、自動的に共有できるプロセスとなったことが、今回のプロジェクトで突貫工事のなか成功した要因である。

* 事務局では、工期の設定に関する「成功事例レポート」を募集しています。

[メールアドレス:info@jeca.or.jp]

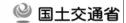
このページの掲載内容を参考に「こんなことに留意した」「これが成功のポイント」などをまとめてお寄せください。随時、協会ホームページでご紹介させていただきます。

5. 関係資料

工期に関する基準 概要

(参考1)

工期に関する基準 概要



● 本基準は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者(下請負人を含む)が考慮すべき事項の集合体であ り、建設工事において適正な工期を確保するための基準である。

第1章 総論

- _____ (1) 背景 (2) 建設工事の特徴
- (i)多様な関係者の関与 (ii) 一品受注生産 (iii) 工期とコストの密接な関係 (3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方
- (i)公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方 (ii)公共工事における考え方 (iii)下請契約

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) 自然要因
- 降雨日・降雪日 河川の出水期における作業制限 等
- (2) 休日・法定外労働時間

改正労働基準法に基づく法定外労働時間

建設業の担い手一人ひとりが週休2日(4週8休)を確保

- 年末年始、夏季休暇、GW、農業用水塔の落水期間 等 (4)制約条件
- 鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約 等
- (5) 契約方式
- 設計段階における受注者(建設業者)の工期設定への関与、分離発注 等
- (6)関係者との調整
 - T事の前に実施する計画の説明会 等
- (7) 行政への申請
- 技術や特許公報を指定する場合、その許可がおりるまでに要する時間 等
- (8) 労働・安全衛生
 - 労働安全衛生法等の関係法令の遵守、安全確保のための十分な工期の設定等
- (9) 工期変更
 - 当初契約時の工期の施工が困難な場合、工期の延長等を含め、適切に契約条件の 変更等を受発注者間で協議・合意
- (10) その他
 - 施丁時期や施丁時間、施丁法等の制限 等

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、施工上の工夫、ICTソールの活用等について、他の工事現場の参考となるものを優良事例として整理 ※詳細は別紙に整理

- 第3章 工程別に考慮すべき事項 (1)準備

(4) 本基準の趣旨 (5) 適用範囲

- (i) 資機材調達・人材確保 (ii) 資機材の管理や周辺設備
- (iii) その他
- (2)施工

(6) 工期設定における受発注者の責務

- 2 / null (i) 基礎工事 (ii) 土工事 (iii) 躯体工事 (iv) シールド工事 (v) 設備工事 (vi) 機器製作期間・搬入時期 (vii) 仕上工事 (vii) 前面及び周辺道路状況の影響 (ix) その他
- (3)後片付け
 - (ii) 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間 (i)完了検査
 - (iii) 原型復旧条件

第4章 分野別に考慮すべき事項

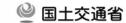
- (1)住宅・不動産分野 (2)鉄道分野

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定
- 受発注者間及び元下間において、協議を行い、必要に応じて適切に契約変更 (3) 基準の見直し
- 本基準の運用状況等を踏まえて、見直し等の措置を講ずる

1

工期に関する基準 詳細 (1/4)



● 第1章では、本基準を作成した背景や、建設工事の特徴、請負契約及び工期に関する考え方(公共、民間(下請契約 含む))、本基準の趣旨及び適用範囲、工期設定に受発注者の責務について記載。

第1章 総論

(1) 背景

- (2)建設工事の特徴
- (i)多様な関係者の関与
- ・ 建設工事の工期については、元下間などの各々の下請契約においても適正な工期が確保されるように全工程を通して適切に設定することが求められる (ii)一品受注生産
- ・ 供与目的に応じて、**発注者から、一品ごとに受注して生産**され、受注した工事ごとに、工程が異なるほか、目的物が同一であっても、天候や施工条件等によって施工方法は影響を受けるため、追加工事や設計変更、工程遅延が発生する場合がある。
- (iii) 工期とコストの密接な関係
- 建設工事において、品質・工期・コストの3つの要素はそれぞれ密接に関係して おり、<u>ある要素を決定するに当たっては、他の要素との関係性を考慮</u>しなければ ならない
- (3)建設工事の請負契約及び工期に関する考え方
- (i)公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方
- 建設工事の請負契約については、建設業法第18条、第19条等において、受発 注者間及び元下間が対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結 し、信義に従って誠実に履行しなければならない
- (ii) 公共工事
- 建設業法に加え、公共工事品質確保法や入札契約適正化法において公共工事独自のルールが定められている
- 元請負人は、工事を円滑に完成するため、関連工事との調整を図り、必要がある場合は、下請負人に対して指示を行うが、工期の変更契約等が生じる場合は、元下間で協議・合意の上、工期や請負代金の額を変更する
 (iii) 下請契約
- 前工程で工程遅延が発生した場合は、後工程がしわ寄せを受けることのないように、元下間で協議・合意の上、工期や請負代金の額を変更する

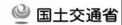
(4) 本基準の趣旨

- 適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者(下請負人含む)が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準
 - (5) 適用範囲
- 本基準の対象は、公共工事・民間工事を問わず、発注者及び受注者 (下請負人を含む)を含む、あらゆる建設工事が対象
- ・ 本基準における工期とは、建設工事の着工から竣工までの期間



- (6) 工期設定における受発注者の責務
- 公共工事、民間工事を問わず、建設工事の請負契約を締結するに当たっては、適正な工期を設定できるよう、契約の当事者が対等な立場で、それぞれの責務を果たす必要性がある
- ・ 工期設定における発注者 / 受注者が果たすべき責務について規定

工期に関する基準 詳細(2/4)



● 第2章では、自然要因や休日・法定外労働時間、契約方式、関係者との調整、行政への申請、工期変更等、工期全般 にわたって考慮すべき事項について記載。

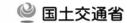
第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) 自然要因
- 降雨日・降雪日(雨休率の設定等)
- 寒冷・多雪地域における冬期休止期間 等
- (2) 休日·法定外労働時間
- ・ 改正労働基準法の令和6年からの適用
- ・ 週休2日(4週8休)をすべての建設現場に定着させていくためには、建 設業界が一丸となった意識改革が必要。価値観の転換のためには、4週8 閉所の取組は有効な手段の一つであると考えられる。また、維持工事など、 工事の特性・状況によっては、交代勤務制による建設業の担い手一人ひとり の週休2日(4週8休)の確保が有効な手段の一つであると考えられる。
- ただし、必ずしも4週8閉所等が適当とは限らない工事が存在することに留意。
- 週休2日に当たっては、日給制技能労働者等の処遇水準の確保に十分留 意し、労務費等その他の必要経費に掛かる見直し等の効果が確実に行き渡るよう、適切な賃金水準の確保等を図る。
- (3) イベント
- 年末年始、夏季休暇、ゴールデンウィーク、地元の催事等に合わせた特別 休暇・不稼働日 等
- (4)制約条件
- 鉄道近接、航空制限などの立地に係る制限
- 周辺への振動、騒音、粉塵、臭気、工事車両の通行量等に配慮した作業 や搬出入時間の制限
- (5)契約方式
- 契約方式によっては、受注者(候補者含む)が施工段階より前に工期 設定に関与する場合があり、受注者の知見を設計図書等に反映し、受発 注者双方の協議・合意の上で、施工段階の適正な工期を確保していくことが重要

- 分離発注の場合は、発注者が、分離発注した個々の工事の調整を行い、適正な工期を設定すると共に、前工程の遅れによる後工程へのしわ寄せの防止に関する取組等を行う必要がある。
- (6)関係者との調整
- 電力・ガス事業者などの占用企業者等との協議調整に要する時間
 - (7) 行政への申請
- 交通管理者(警察)との道路工事等協議、道路使用許可申請等に 要する時間等
- (8) 労働·安全衛生
- 労働安全衛生法等関係法令を遵守し、労働者の安全を確保するための十分な工期を設定することで、施工の安全性を確保するとともに、社会保険の法定福利費や安全衛生経費を確保することが必要であり、契約締結に当たっては、安全及び健康の確保に必要な期間やこれらの経費が適切に確保されることが必要
- (9) 丁期変更
- 当初契約時の工期で施工ができない場合、**工期の延長等を含め、適切 に契約条件の変更等を受発注者間で協議して合意したうえで施工**を進める。
- 工期変更等に伴う工期延長や、工程遅延等が生じたにも関わらず工期延長ができず、後工程の作業が短期間での実施を余儀なくされる等の場合は、受発注者間で協議の上、必要な請負代金の額の変更等、適切な変更契約を締結。
- (※) 受発注者間で契約条件の変更等をした場合には、その結果を適切に元下間の契約に反映
- (10) その他

٠

工期に関する基準 詳細(3/4)



- 第3章では、準備段階・施工段階・後片付け段階の各工程において考慮すべき事項について記載。
- 第4章では、民間発注工事の大きな割合を占める住宅・不動産、鉄道、電力、ガスの4分野については、分野別の考慮事項を記載。

第3章 工程別に考慮すべき事項

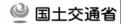
- (1) 準備
- (i) 資機材調達·人材確保
- 資機材の流通状況や職種・地域により特定の人材が不足する場合があるため、 必要に応じ、それぞれの調達に要する時間
- (ii) 資機材の監理や周辺設備
- 工事用資機材の保管及び仮置き場の設置や駐車場の確保、宿泊施設の手配等に要する時間等
- (iii) その他
- (2)施工
- (i)基礎工事
- 杭、山留等に関する考慮事項
- (ii) 土工事
- 地山掘削、盛土工事に関する考慮事項
- (iii) 躯体工事
- 構法、鉄骨等に関する考慮事項
- (iv)シールド工事
- シールドマシンの制作時間、先行作業等
- (v)設備工事
- 荷揚げ設備による制約(クレーン、エレベーター、リフト、構台)やサッシ・建具の 取り付けの遅れ等に関する考慮事項
- (vi)機器製作期間·搬入時期
- (vii) 仕上工事
- 地山掘削、盛土工事に関する考慮事項
- ・ 塗装工事・タイル工事等に関する考慮
- (viii) 前面及び周辺道路条件の影響
- (ix)その他
- アスベスト対応 (届出、前処理、除去作業、事後処理) に要する時間

- (3)後片付け
- (i) 完了検査
- 自主・消防・官公庁等の完了検査に要する時間
- (ii) 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間
- (iii) 原形復旧条件

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅·不動産分野
- (i)新築工事
- (ii)改修工事
- (iii) 再開発事業
- (2) 鉄道分野
- (i) 新線建設や連続立体交差事業等の工事
- (ii)線路や駅等の改良工事
- (iii)線路や構造物の保守工事
- (3)電力分野
- (i)発電設備
- (ii)送電設備
- (4) ガス分野
- (i)新設工事
- (ii) 改修工事

工期に関する基準 詳細(4/4)



- 第5章では、働き方改革・生産性向上に向け、他社の優良事例を参考にすることが有効である旨を記載。
- 第6章では、本基準を運用するうえで考慮すべき事項などを記載。

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

建設業の働き方改革や生産性向上を進めるに当たっては、自社の取組のみならず、他社の優良事例を参考にして、様々な創意工夫を行っていくことも必要である。そのため、別紙として『週休2日達成に向けた取組の好事例集』から取り組みを抽出し、別紙を作成
 『週休2日達成に向けた取組の好事例集』: https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000178.html

第6章 その他

(1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応

法令違反行為の疑義情報を受け付ける配け込みホットラインが設置されており、締結された請負契約が、本基準等を踏まえて著しく短い工期に該当すると考えられる場合は、発注者、受注者、元請負人、下請負人問わず、適宜相談が可能

著しく短い工期による請負契約を締結したと判断された場合には、許可行政庁は、建設業法第19条の6に基づき発注者に対する勧告を行うことができるほか、勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することが可能

(2) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、手洗いなどの感染予防の徹底に加え、建設現場における「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策の徹底を図ることが必要

国土交通省では、「三つの密」回避やその影響を緩和するための対策の徹底のため、ガイドラインを作成・周知

こうした施工中の工事における新型コロナ感染症の拡大防止措置等の取組を実践するに当たっては、入室制限に伴う作業効率の低下や、作業員の減少に伴う工期の延長、作業場や事務所の拡張・移転、消毒液の購入、パーテーションの設置等に伴う経費増等が見込まれることから、あらかじめ請負代金の額に必要な経費を盛り込むほか、受発注者間及び元下間において協議を行った上で、必要に応じて適切な変更契約を締結することが必要

特に、「三つの密」回避に向けた取組の中で、前工程で工程遅延が発生し、適正な工期を確保できなくなった場合は、元下間で協議・合意の上、

○、<u>適止な工期を確保できなくなった場合は、元下旬で協議・台息の上、</u> 必要に応じて工期の延長を実施

サプライチェーンの分断等による資機材の納入遅れ、感染者又は感染疑い者の発生等による現場の閉鎖、現場必要人員の不足等により工期の遅れが生じた場合や、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言下において、特定警戒都道府県より労務調達を要する場合は、当該労務者の健康状態にかかる経過観察期間を要するため、受発注者間及び元下間において協議を行った上で、必要に応じて適切な工期延長等の対応をすることが必要

(3) 基準の見直し

今後、本基準の運用状況を注視するとともに、本基準の運用状況等を踏まえて必要がある場合は、適宜、見直し等の措置を講ずる。また、今後の長時間労働の是正に向けた取組や、i-Constructionなどの生産性向上に向けた技術開発、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた安全衛生の取組などの状況については、本基準の見直しの際に適宜検討し、必要に応じて本基準に盛り込んでいくことが必要

5



建設業の働き方改革

期 を考える④

準』は、工期や契約を巡る問題の

議会が策定した『工期に関する基 払われないという。中央建設業審

関わった日本電設工業協会(電設 審のメンバーで、基準の策定にも 改善にどう生かされるのか。中建 会長の後藤清氏に聞いた。

現状を教えてください。 せを受けやすい業種の一つです。 「工期を巡る問題には二つの文 電気工事業は工期のしわ寄

れの際の対応が課題になっている 多い電気工事業では、 寄せを防ぐために、どう対処する 決定事項の調整などで、結果的に のか。工事の最終盤を担うことが うした遅延による後工程へのしわ 正な工期を設定し順守すること。 脈があると考えている。一つは適 遅延する場合もある。二つ目は、そ とはいえ、不可抗力などで工程が 現場では、前工程の遅れや未 特に工程遅 かった れました。

員して対応することもある。一方 時間体制で作業することもある なくない。休日や深夜も含めた24 突貫工事になってしまうことも少 で、これらに伴う割増賃金などは ン、短工期となる中で作業員を増 請けの負担となることが多い 「われわれ電気工事業も含め、

貫工事を強いられることもある 時には休日・深夜の作業も含む突 を受けやすい設備や仕上げ工事。

工程の遅れによる "しわ寄せ"

が、それに伴う費用はなかなか支

因をエビデンスとして用意し、元 には、大きな意義がある。遅延の要 『明確化する』と定められたこと

く、費用の増加分を元請けに請求

これまで専門工事業者は立場が弱

ことが明記された」 る請負代金の額の変更などを行う

備や仕上げ業界にとって、理由を わ寄せを受けることが多かった設 由があり、われわれに起因する場 合もあるだろう。ただ、これまでし 「工事の遅れにはさまざまな理

下双方の意識を変えていきたい

することで長時間労働の是正や调

請けとも交渉していく。そうした 取り組みを増やしていくことで元

れており、

改善につながると期待

感は同じだろう。適正工期を実現 てしまう。元請けも下請けも危機 建設業界自体が立ち行かなくなっ ことはありますか。 ―― 発注者や元請けに期待する 担い手不足に対処しなければ、

することが難しかった。元請けと 交渉できるような雰囲気ですらな エ期の基準 改善のきっかけに 場での

るでしょうか。

すること。工程のしわ寄せによる で遅延の理由を明らかにして協議 遅延した場合の考え方も盛り込ま (件費増などについて、 必要とな ― 『工期に関する基準』には 元請けと下請けが対等な立場

日本電設工業協会 会長 清氏

時の『概成工期の いた全体工期設定 電設協で要請して 深刻だ。基準には、 でも技能者不足は にしなくてはなら 休2日を実現し、 ない。電気工事業 人材が集まる産業

している」 守るため全力を挙げて工事を行う 機に、適正な工期・契約は実現す らうことはできないだろうか_ れば、われわれ建設業者はそれを などに柔軟に対応してほしいと思 短工期などによる厳しい労働環境 担い手不足の現状や、その一因が 工程が遅延することもありうる。 ような不可抗力の要因などにより、 であることについて理解をしても ― 今回の基準の策定などを契 例えば新型コロナウイルスの 適正な工期を設定してもらえ 民間の発注者にも工期の延長

納得できる関係で仕事を進めるべ 下請けが応分に負い、それぞれが けになると期待したい 契約の在り方を変えていくきっか 方が現場まで浸透し、工期設定や うリスクは、発注者やゼネコン、 くことが大切だ。工程の遅延に伴 下請けなどの関係者が協調してい う目標を共有しながら、元請けや 「担い

手確保や働き方改革とい 『工期に関する基準』の考え

2020.10.22(木) 1面記事より 建通新聞

工期の基準の手引き(日本電設工業協会版)

2021年5月 発行

著 者 一般社団法人 日本電設工業協会

発行所 一般社団法人 日本電設工業協会

〒107-8381 東京都港区元赤坂 1-7-8

電 話 (03)5413-2161

FAX (03)5413-2166

https://www.jeca.or.jp/

印 刷 日本印刷株式会社